

令和4年11月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和4年12月1日～2日

場 所 第5委員会室

令和4年12月1日(木曜日)

委員 山下 寿
委員 重松 幸次郎
委員 来住 一人

午前9時54分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

○議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算(第2号)

○議案第10号 工事請負契約の締結について

○議案第11号 工事請負契約の締結について

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○請願第15号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○議案第19号 一ツ葉有料道路の事業変更に係
る同意について

○議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第7号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めることに
ついて

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・令和4年台風第14号の被害状況等について

・みやざき産業振興戦略の改定について

・宮崎カーフェリー株式会社の状況について

・宮崎県観光振興計画の改定について

・みやざきグローバルプランの改定について

・建築基準法に基づく中間検査について

○閉会中の継続調査について

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 局長 内野 浩一朗

調整審査課 課長 川野 宏

商工観光労働部

商工観光労働部長 横山 浩文

商工観光労働部次長 米良 勝也

企業立地推進局長 平山 文春

観光経済交流局長 山下 栄次

商工政策課 課長 高橋 智彦

経営金融支援室長 島田 浩二

企業振興課 課長 佐々木 史郎

食品・メディカル
産業推進室 室長 阿萬 慎治

雇用労働政策課 課長 児玉 珠美

企業立地課 課長 松浦 好子

観光推進課 課長 海野 由憲

スポーツランド推進室 室長 那須 隆輝

オールみやざき営業課 課長 吉田 秀樹

工業技術センター 所長 大衛 正直

食品開発センター 所長 平川 良子

県立産業技術専門校 校長 有村 隆

出席委員(8人)

委員 長 西村 賢

副委員 長 山内 佳菜子

委員 坂口 博美

委員 二見 康之

委員 野崎 幸士

県土整備部

県土整備部長 西田 員敏

県土整備部次長

(総括) 日高 正勝

県土整備部次長

(道路・河川・港湾担当) 原口 耕治

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境	光 郎
高速道対策局長	廣 松	新
管 理 課 長	井 上	大 輔
用地対策課長	鍋 島	宏 三
技術企画課長	中 原	学
工事検査課長	斉 藤	幸 男
道路建設課長	加 行	孝
道路保全課長	東	和 俊
河 川 課 長	山 浦	弘 志
ダム対策監	山 田	清 朗
砂 防 課 長	行 田	明 生
港 湾 課 長	松 山	英 雄
空港・ポート セールス対策監	岩 切	靖 考
都市計画課長	黒 木	正 行
美しい宮崎づくり 推 進 室 長	迫	節 夫
建築住宅課長	巢 山	昌 博
営 繕 課 長	金 子	倫 和
設 備 室 長	中 武	英 俊
高速道対策局次長	伊 福	隆 徳

午前9時54分休憩

午前9時55分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○内野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

労働委員会事務局の令和4年度11月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料（議案第23号）の労働委員会と書かれた赤のインデックス、307ページをお開きください。

左から2番目の補正額の欄でございますが、24万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが1億53万3,000円となります。

次に、311ページをお開きください。

今回、お願いしております補正は、表の一番下の段の（事項）職員費になりますが、これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

主な補正の内容といたしましては、給料等の月例給が0.24%の引上げ、特別給である勤勉手当が0.05月の引上げとなっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、以上をもちまして、労働委員会を終了いたします。

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	川 野	有 里 子
議事課主任主事	木 村	結

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案については、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前10時00分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、常任委員会資料の表紙の下のほうの目次を御覧ください。

本日は、議案としまして、2つ目の丸の議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、3つ目の丸の議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」、4つ目の丸の議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」について説明させていただきます。

その後、その他報告事項としまして、令和4年台風第14号の被害状況等についてのほか、4項目を報告させていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」でございます。

この補正予算は、来年4月の屋外型トレーニングセンターの開所準備等に要する経費につきまして、予算を計上したものでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額745億1,457万8,000円に補正額1億2,783万4,000円を増額し、補正後の額が746億4,241万2,000円となります。

また、債務負担行為補正の追加といたしまして、屋外型トレーニングセンターの開所に係る2件の債務負担行為補正の追加をお願いしてお

ります。

次に、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」でございます。

この補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費に要する経費につきまして、予算を計上したものでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額746億4,241万2,000円に補正額802万1,000円を増額し、補正後の額が746億5,043万3,000円となります。

次の4ページには、課ごと、会計ごとの金額を掲載しております。

個別の事項につきましては、担当課長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○海野観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度11月補正歳出予算説明資料、観光推進課のインデックスのところ、43ページをお開きください。

一般会計で1億2,783万4,000円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり38億8,867万4,000円となります。

45ページをお開きください。

(事項)スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄1、新規事業、屋外型トレーニングセンター開設準備事業、1億2,783万4,000円であります。

詳細は別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

お手元の常任委員会資料5ページをお開きく

ださい。

1の事業目的・背景であります。屋外型トレーニングセンターの令和5年4月の供用開始に向けて、供用開始後の4月、5月の施設利用の受付業務を2月から開始するとともに、施設の運営に必要な机、ベッド及び陸上競技用の資機材等を準備するほか、4月15日、16日に実施する開所式やキックオフイベントの準備、運営を行うものであります。

また、物価高騰等によるセンターの整備費用の増加に対応するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は1億2,783万4,000円であり、別途、4月に実施する開所式やキックオフイベントに要する経費について、790万6,000円を限度額として債務負担行為を設定するものであります。

財源の内訳は、観光みやぎ未来創造基金で7,689万5,000円、国の地方創生拠点整備交付金で5,093万9,000円を予定しております。

なお、債務負担行為限度額790万6,000円の具体的な支出に当たっては、令和5年度の当初予算に計上する予定であることから、事業期間は令和4年度から令和5年度としております。

事業内容ですが、①利用予約受付業務委託は、4月、5月分の施設利用の予約受付業務を委託するものであります。

②資機材購入費は、センター運営に必要な資機材を購入するものであります。

③屋外型トレーニングセンター整備費については、整備に係る資材や燃油の高騰等の影響による費用の増加に対応するものであります。

また、④の開所式及びキックオフイベントにつきましては、先ほど申し上げたとおり、来年4月に実施する予定であり、年度をまたぐ対応が必要となるため、債務負担行為の設定を

お願いするものであります。

3の事業の効果ですが、センターの4月供用開始に当たり、施設利用の受付業務や資機材の準備を行うことで、供用開始直後から施設の円滑かつ効果的な運用が図れるほか、キックオフイベントなどを実施することで、「スポーツランドみやぎ」のブランド力を県内外に強くPRすることができます。

また、整備費用の増加に対応することで、来年4月の供用開始に向けて整備を完了することができるものと考えております。

続きまして、資料6ページをお開きください。

議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案書では143ページに記載されておりますが、こちらの商工常任委員会資料で説明させていただきます。

1の施設の概要であります。施設名は宮崎県屋外型トレーニングセンター、設置目的はキャンプ誘致による観光の振興・経済の活性化や県内アスリートの競技力向上など、スポーツランドみやぎのさらなる推進のために設置するものであります。

施設規模は、敷地面積6万1,541.43平方メートル、延べ床面積3,742.58平方メートルであり、主な施設としましてはサッカー・ラグビー場、多目的グラウンド屋内練習場、クラブハウスを有しております。

2の指定管理候補者ですが、株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアドで構成する「シーホース宮崎」であり、代表構成員は株式会社馬原造園建設となっております。

3の指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間になります。

次に、4の選定概要、(1)公募の状況ですが、指定管理候補者の募集期間は令和4年7月7日から9月8日までとし、シーホース宮崎からの応募がありました。

7ページを御覧ください。

(2)指定管理者の審査方法、①の審査の流れですが、まず、施設所管部署であるスポーツランド推進室において申請者の資格要件やその他の形式的要件について審査を実施した後、外部委員会からなる選定委員会でプレゼンテーションやヒアリングを実施し審査を行いました。

その後、県職員で構成される選定会議を実施し、選定委員会の審査結果とスポーツランド推進室において評価した結果を照らし合わせ、候補者案が妥当であるかを確認いたしました。

なお、選定委員会、選定会議の委員のメンバーは、②、③の表のとおりであります。

8ページをお開きください。

④の選定基準・審査項目・配点ですが、表左側の選定基準に基づいて、御覧の審査項目を設定・配点し、全体で100点の点数を設定しました。

(3)の審査結果及び選定理由ですが、9月22日開催の①の選定委員会では、委員5人の配点合計500点満点中394点であり、最低基準点である6割の300点以上を満たしております。

また、10月6日に開催の②の選定会議における確認結果においても、スポーツランド推進室の採点結果は100点満点中の71点であり、最低基準点である60点以上を満たしていることを確認しました。

9ページを御覧ください。

③の選定理由は、選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、採点結果が最低基準点を満たしていること。プロスポーツキャンプ等の受入れや、県・宮崎市その他施設での指定管理者と

しての実績等から、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること。利用者の平等な利用はもとより、プロスポーツキャンプの受入れや県内アスリートの競技力向上など施設の役割を十分理解した上で適切な事業計画が提出されていることであります。

次に、5の指定管理候補者から提案内容(1)の指定管理料につきましては、年額5,280万円、3年間で1億5,840万円が提案されており、同額について、今回、債務負担行為設定を併せてお願いするものであります。

(2)の収支計画ですが、年間の収入が指定管理料と利用料金と合わせて6,100万円、支出においても管理費、事業費、一般管理費などのその他の合計で6,100万円としております。

(3)の指定管理候補者からの主な提案内容としましては、「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の3つの柱を掲げ、それぞれの観点から、スポーツ教室の開催やスポーツキャンプの観戦、スポーツ指導者の講習会などを実施すること。また、宮崎県を本拠地としているプロスポーツ団体への応援のためのパブリックビューイングや、プロスポーツキャンプに合わせた宮崎県内の物産イベントの開催を行うことなどが提案されております。

○高橋商工政策課長 議案第23号の給与改定に伴う職員の人件費につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

本議案につきましては、令和4年の人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴いまして、人件費を補正するというものであります。

商工観光労働部の補正額は、表の右から2列目、補正額の欄の一番下にございますとおり、各課合わせまして802万1,000円の増額補正をお

願いしております。

この結果、人件費の補正後の額は、表の一番右の列、補正後の額の欄の一番下でございますが、15億9,472万7,000円となります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○来住委員 宮崎県屋外型トレーニングセンターについて、幾つかお聞きしたいと思います。

指定管理者に関することなんですけれども、このシーホース宮崎というのは、1つの会社ですよね。このシーホース宮崎というのがいつ設立されたのか。そして、シーホース宮崎の所在は、株式会社馬原造園建設のこの住所にあるのかどうかを確認したいと思います。

○那須スポーツランド推進室長 こちらはシーホース宮崎というグループ名になります。株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアド、この3社が合同で構成されたグループがシーホース宮崎ということになります。

こちらのシーホース宮崎が、いつグループとして構成されたかについては、シーホース宮崎という形で申請を受け付けたその時点で認識しているところであります。

シーホース宮崎自体の住所は、代表構成員であります馬原造園建設、こちらのほうになるのかと考えております。

○来住委員 現地説明が7月22日に開かれたんですか。

○那須スポーツランド推進室長 現地説明会は7月22日に開催しております。

○来住委員 この説明会には何社が参加されたんですか。

○那須スポーツランド推進室長 7月22日の説明会には、11社来ております。

○来住委員 シーホース宮崎のこの3社を含めて11社が説明会に参加した。そして、実際に公募に応えたのは3社だけということになります。

11社の名前は公表できるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 あくまで、現地説明会に来られて、現地を確認したりといったようなことを行って、実際、手を挙げてきておりませんので、公表は控えさせていただきたいと考えております。

○来住委員 株式会社MR Tアドという会社、これはいつ設立されて、何を主とした会社なんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 株式会社MR Tアドですけれども、会社設立が平成20年7月14日であります。

業務の内容としましては、広告代理業に関する事業、テレビコマーシャルでありますとか、ポータルサイトの運営でありますとか、そういったような事業を行っております。

○来住委員 3社が1つのグループを組んで、シーホース宮崎というのをつくっているわけです。それで、私がよく分からないのは、何て言えばいいのかな、例えば、分かりやすく言えば、フェニックスリゾート株式会社だけでも応募できたわけですか。つまり、必ずしも幾つかの会社、例えば造園とかいろいろなジャンルがグループを組まないといけないというものでなくて、1つの会社だけでも応募することはもちろんできたわけですよね。

○那須スポーツランド推進室長 もちろん、1社で公募に応じることも可能であります。

○来住委員 またいずれ取り上げたいと思っているんですけれども、事実上、出来合いですよね。私が一番心配したとおり、結局、フェニックスリゾート株式会社が全てを握る。これは私

の推測ですけれども、最初から価格も決まっていたんじゃないかと、そのように思います。

それで、現実に自分の土地を貸したフェニックスリゾート株式会社が手を挙げるわけですから、他の者は現地説明会に来たって、実際には応募できない。これは、僕は一般的な、社会的なことだと思います。

そういう意味で、最初からこれは出来合いのものじゃなかったのかという懸念を持っています。これはまた改めて次の議会などでお聞きしたいと思います。

次に、整備予算についても僕がよく分からないのは、最初、屋外型トレーニングセンターを発注するとき一定の予算を組んで、仕様書をつくって発注した。それを受けた。

しかし、現実には、例えば円安だとか物価高騰があった。そのために補正を組むわけです。ほかの建設関係でも幾つか補正が上がっていることも分かっているんですけども、最初の予算を組んで、入札をして決定したときの条件で、例えば物価が高騰した。その高騰した部分については、ちゃんと証明してくれれば、補正で対応しますというような約束事が当然あるからこうやって上がっていると思うんですが、そこ辺、もう少し分かりやすく説明してくれませんか。

○那須スポーツランド推進室長 今回のケースですと、工事請負契約の25条の6項に、予期することのできない特別の事情、例えば、日本国内でのインフレーション、デフレーション、こういったものが生じて、請負代金額が著しく不適当となった場合に、発注者と受注者で請負代金額の変更を請求することができるという規定がございます。

○来住委員 人工芝だとかは、外国から輸入されたものなんですか。国内ではつくっていない

んですか。

○那須スポーツランド推進室長 例えば、今回多目的グラウンドに入れますハイブリッド芝がありますとか、あとその他の一般的な人工芝というものについては、海外からの輸入ということになっております。

○来住委員 人工芝だとか、そういうものは外国のものでないとだめだったんですか。国内では生産されていないのかな。

○那須スポーツランド推進室長 今回入れます人工芝、ハイブリッド芝につきましては、オランダで生産しております。今回のハイブリッド芝の人工芝については、そこでしか生産されていないということでもあります。

○来住委員 輸入してきたから、円安によって、円の価値が下がった分だけ当然輸入価格は上がるわけですが、全体として、ここの部分が29%ぐらい上がるんですけども、円安との関係で、そんなに上がるのかというのが気になったところなんです。

○那須スポーツランド推進室長 円で言いますと、例えばユーロとの換算でいきますと110%程度、ドルで換算しますと128%程度上がっているような状況であります。

円安のほかに、芝自体がやはり石油、原油関係を材料として使うといったようなことも考えられるということでもあります。

○来住委員 結構です。分かりました。

○坂口委員 関連して。さっきの物価高による契約額の見直しですけれども、確かに著しい経済情勢の変化というのが大前提で、これは民法ですよね、商法。その中で、高額取引になると約款か、大本の入札契約に関する部分で、スライドに関する全国共通の考え方があるんです。だから、やっぱりそこらをうまく説明してもら

わないと、なかなか分かりづらいと思うんです。それとドル建て、円建ての契約の在り方とか。

そこまでは追加の説明なんですけれども、ひとつ知りたいのが、さっきのハイブリッド芝の、よその国だけでしか生産されていないものです。多分、ユーザー側のこういう芝がほしいというニーズを把握した上での設計だと思うんですけれども、そのときにやっぱり気になるのが、農政水産部あたりとの調整というか、海外から日本にない新たな品種なりを入れたときに、今度は交配なんかしたときの悪影響というものがあれば、それは設計から外すべきだと思うんです。そこらは、ちゃんとされているのかどうか。

○那須スポーツランド推進室長 スライドの関係なんですけれども、工事請負契約書の25条第6項に請求することができるかと明記しております。

令和4年3月に県土整備部から、このあたりのインフレスライドについて適用が可能になるという通知は出されているところであります。

それに基づいて、事業者のほうからもお話があって、今回、ちょっと基準日より前の時点になりますけれども積算させていただいて、予算を計上させていただいている形です。

それと、円安の関係なんですけれども、すみません、こちらのほうは……。

○坂口委員 僕の質問がちょっと悪かったかも分からないけれども、円・ドルの関係、その前に、スライドです。これは申請主義ですよ。しかも、実際の高騰分から1%を引いた分が限界ですよ。だから、申請があったのかどうかということと、申請時に業者が海外とドル契約をしているのか、円契約をしているのかで全く——日本国内の芝の値段は動いても、そこが出す経費については違うと思うんです。やっぱ

り、30%、40%違うと思うんです。

だから、その確認がなされているのかというのと、申請があったのかというところ。

○那須スポーツランド推進室長 すみません、申請は10月31日に受けております。

実際の海外とのやり取りで、ドルかどうかというところについて、今の時点で業者から確認しているところでは、そういった円安の影響がある中での輸入ということも勘案して上げていられていると聞いております。今、手元に資料がないんですけれども、当然、そういうことになっているのではないかと考えているところがあります。

○坂口委員 多分、そうだろうと思うんです。海外の輸出業者と直接契約していれば、どちらかというのがあるけれども、国内のそういったものの取引業者から仕入れるとなると、円でそのまま今のスライドで行ってもいいと思うんですが、そこはやっぱり確認の必要があると思うんです。

○那須スポーツランド推進室長 その点、再度、しっかりと確認したいと思います。

○坂口委員 それと、ちょっと気になるのが、さっき言われたように説明会に来ていた3社が、我々は1つのグループだということで、説明会のと時から既にJVというか、合同でということで判断できているんならいいんですけれども、いろんところが説明会に来ていて——内容を知ろうとヒアリングのためだけに来ているのか。それとも、やりたいなと思って来ているのか、それはいろいろあるんですけれども——結果的に応募が1グループだと分かってからの審査になると思うんです。

そのときに、審査を受ける側も自分たち1者だけなのか、幾つ来ているか分からないやり方

なのかを分かっていると思うんです。そのときの問題は価格競争です。そこに、どうやって競争性を導入させていくのか。

点数を満たせば幾らでもいいですと、予定している金額ぎりぎりでもいいですよとなると、競争性が全くそこに働かない。これは、公共事業としては絶対だめなことなんです。

だから、最低価格というものを決めてでも競争させないといけないので、その競争力というのはどうやって働かされているのか。この最たるものは、例の県立芸術劇場——単独というか独占になっていますよね——そういうところへの競争性の導入というのをどう図られるのか。

そこに競争性が全く機能しないとなったときは、指定管理者制度はやめるべきだと思うんです。高くついても、県がやるべき。でないと、やっぱり公契約のもともとの精神に反すると思うんです。だから、そこに価格での競争性がどう導入されているかが応募者が単独のときは物すごく心配なんです。

○那須スポーツランド推進室長 今回、正直申し上げまして、1グループからの申請でしたけれども、公募に当たっては、テレビそれから新聞等で様々な広告を行ったところでありまして。

それから、県内、特に宮崎市内の例えば既に指定管理業務を行っているようなスポーツ施設等についても、個別にはありますけれども、こういった公募を行っていますと周知を図り、できるだけ競争性を働かせるような努力はしてきたところでありまして。

結果的に、今回1グループから上がってきたところですが、11社が説明会に来たことから、県としてはある程度周知ができたのではなかろうかと考えているところでありまして。

○坂口委員 周知は分かるんです。広告すれば、

宮崎県民、日本全国、知るわけです。だが、結果的に複数いないと競争力が働かない。これは、一般論で言っているんです。このグループがどうだ、この契約かどうだ——今回の東京オリンピックでの電通の排除、こういったこともある。だから、先ほど来住委員からもあったように、3社それぞれが単独で能力を持っているのなら、この3社で競争させていたらまた違ったと思うんです。

これは誤解を受けたらいけないんですけれども、1社でもできるところを3社で組むとなったときは、そこをちょっと工夫して3社で価格競争させられないか。質の検査は総合点数で当然です。だけれども、そういうものが働かないと、県内にそういう企業があるとは信じてもないんだけれども、起こり得る可能性として、今回のオリンピックでの電通みたいなこともなくはないなということ。だから、そこに知恵が働かされて、いいものをより安くという本来あるべき目的、それが達せられないかということ。

それと、法人登記も、法人格も取らずして3社でやったときにの責任です。法的にどこが何割のこういった責任を持つんだというところがちゃんと担保できているのか。それらが、この契約はすごく気になります。

○那須スポーツランド推進室長 すみません、今、委員からお話のあった法的責任については、再度確認したいと思います。

グループとしては、この3社で1グループとして上がってきているんですけれども、おっしゃるように、もし何か起こった場合の法的な部分というのはしっかり抑えておく必要があると思いますので、その部分は抑えたいと思います。

過去に、県の指定管理者としてグループで上げてきている事例もありますので、そういった

ところも踏まえて適切に対応したいとは思っております。

○山下委員 関連でいいですか。もう一度確認しますけれども、先ほど来住委員も言われたように、このシーホース宮崎というのは架空の団体なのですか。

○那須スポーツランド推進室長 今のところ、その3社で共同事業体の協定書を結んでいまして、その協定書に基づく共同事業体の名称として、シーホース宮崎という形にしております。

○山下委員 いやそれは、あなたたち商工観光労働部というのは、その専門家じゃないですか。そういうところが、登記もないような会社とこれだけの契約をするということは、これは無効ですよ。通常の商取引ではそんなことは通用しないです。金融機関も、こういう会社にはお金を貸さないですよ。

登記がなく、誰が、どういう責任割合なのかも全く明白でないような会社と契約なんかできるわけじゃないじゃないですか。訴訟になったときに、誰が責任を取るんですか。3社が組んでいるから、そんなことは全然通用しないですよ。そんな甘いことで、こんなことしていたら笑われますよ。

1つ1つの会社はすごい会社だけれども、絵に描いた餅みたいのところと契約するような形になるじゃないですか。

○那須スポーツランド推進室長 契約そのものは、シーホース宮崎というグループではなくて、3社を明記した形での契約となります。

○山下委員 それなら、このシーホース宮崎というのは、もう全く関係ないじゃないですか。

先ほど、来住委員が言われたように、フェニックスリゾート株式会社、株式会社馬原造園、株式会社MR Tアド、この3社と契約したと言わ

ないと、このことは非常に分かりづらいよ。

○那須スポーツランド推進室長 申し訳ありません。議案書には、今回の契約相手については3社入っております、委員会資料のほうは3社が一緒になってグループを組んでいるというイメージとなっておりますけれども、契約は3社と一緒にいうような形になっております。

○山下委員 ならば、この応募者のシーホース宮崎というのは、やっぱりなくさないとおかしいです。この3社と契約したわけですから、3社の名前が出てこない、何か勘違いします。

だから、契約がそうなっているのなら、やっぱり取り替えてもらわないといかんのじゃないかなと私は思う。3社と契約しているなら、3社との契約だということで、我々に説明がないとおかしいことになりますよ。

○那須スポーツランド推進室長 すみません。指定管理者の協定は今から締結する形になるんですけれども、議案第14号の指定管理者の指定については、議案書のほうに指定管理者の名称、代表者の氏名を3社並立で記載しておりますので、それぞれとしっかりと協定書を結ぶという形になります。説明が不十分で申し訳ありません。

○坂口委員 関連していいかな。

その中で、その3社が単独でも、十分指定管理者に指定するに足り得るものだったときは、その3社を競争させたら、また結果が違ってくると思うんです。

だから、3社でなければ一人前じゃないのか。1社1社でも一人前なのか。1社1社が一人前の会社を組ませたら、これある意味、ちょっとおかしいことになりますよ。独占禁止法なんかから見てもおかしいことになります。今のは物すごく大事なところですよ。

だから、このシーホース宮崎が3社で初めて一人前だったら、ここに法人格を取らせて、そこ契約しなきゃだめです。それで、法的責任もそこに問えるように。

3社それぞれに法的責任を問える、それから実力も持っている。そうしたら、この3社は競争させるべきです。でないとおかしいですよ。

これは、この企業がどうではなくて、一般論で言っているんです。だから、今度は、いやこの会社なんてとても一人前じゃないんですとなったときは、本当にそこを参加させていいのかどうか。そこは物すごく、やっぱり微妙というか、僕は問題だと思うんですね。

いやあなたは一人前じゃないからだめですよというときは、ごめんなさい、参加しないでくれとやらなきゃだめ。ワーキングシェアみたいな感覚になっていきますよ。

じゃあ説明会に来た11社が全部で1つの何とかグループって組んだら、そこを指定するのかがとなる。おかしいことになるから、そこはぴしゃりと線引きというか、ルールを持っておかないといけないと思うんです。

これは、1回持ち帰って、十分検討されませんか。そして、もう1回、何か報告、新たな説明をされませんか。僕は、それが必要だと思います。これを議会が承認するがための条件として。僕個人の考えで、一般論で言ってるんですけども。

○山下委員 関連で、こんな例があったんですよ。一部上場の会社が3社組んで、表に立って、一部上場の会社と契約するという話だった。そうしたら、こっちの会社が受けないというわけです。なぜかといったら、さっき言ったように、3社で会社をつくっているわけじゃないので、そんな架空のところとは取引できないというこ

とで、一部上場の会社ですよ、買うのも一部上場のところを買うんだけど、そんな絵に描いたようなところとは取引できませんと。まさにそのとおりです。

まさに、悪い言い方をするならこれは、3社の談合です。みんなで利益を分け合おうやと、じゃあ組んでやろうやと、それで最高の利益を得ようよという話。このことは、そういうふうにとられてもしょうがないですよ。

だから、坂口委員が言うように、絶対にこれはもう一遍やり直さないでだめです。

○那須スポーツランド推進室長 今回、3社へヒアリングをしているところなんですけれども、一応役割としては、やはりそれぞれが1社だけということではなくて、例えばフェニックスリゾート株式会社であれば、芝のグラウンド等を持っていますので、そういったこれまでの受入れの実績でありますとか、後は広報、情報の発信といったような意味合いで株式会社MR Tアド、それから、今回の施設の一番の肝となります芝の管理といったようなところで株式会社馬原造園建設と、役割分担はしっかりとされていると伺っております。

○山下委員 だから、この3社でシーホース宮崎という別法人をつくれればいいのよ。その出資比率で責任割合が出てくるから。そういうものがなくて、バックにフェニックスリゾート株式会社があるからいいですよとか、そんなもんじゃないですよ。

シーホース宮崎と契約しようとしているわけですから、ならば、ここに新たな別法人が出来上がらないと、取引上おかしいです。

○西村委員長 先ほどからの質問のやり取りの中で、先方に何うといった明確な責任の所在、もし赤字を出した場合、もし何かの負債を抱え

た場合の責任の所在を、できればこの委員会内ではっきりとしていただきたいと思います、その回答までにどのぐらい時間がかかるかどうか。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

今、坂口委員が言われたような内容で膠着していますので、一旦、この指定管理者の問題は打ち切らせていただいて、これ以外の件で、何かございませんか。

○来住委員 4、5月の施設利用の予約についてですけれども、予約はいつから始めると言われましたか。

○那須スポーツランド推進室長 予約は2月ぐらいから受け付けたいと考えております。

○来住委員 その予約の業務を委託するわけでしょう。どこに委託するんですか。

○那須スポーツランド推進室長 4月以降、そういった予約等が入ってきますので、指定管理者候補者をお願いしようと考えております。

○西村委員長 それでは、一旦この議案はよろしいでしょうか。

○坂口委員 部長にそのことがしっかり約束できるかどうかを確認しておかないと。室長が持ち帰ってそれが否決されたらだめだから。

○横山商工観光労働部長 確認、整理をいたしまして、改めて説明させていただきます。

○西村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高橋商工政策課長 私から、その他報告事項を2点、説明させていただきます。

まず、令和4年台風第14号の被害状況等についてでございます、常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

まず、1の被害状況でございますが、(1)の商工業関係といたしましては、11月25日現在、被災事業者数は863事業者となっております、主な被害内容としては、浸水や屋根の破損、看板落下・破損などとなっております。

被害額は約22億2,000万円に上っております、主な被災地としましては、椎葉村、諸塚村、延岡市などであります。

なお、米印で記載してございますが、この台風第14号につきましては、激甚災害法に基づく激甚災害指定とその適用措置を定める政令が10月28日に閣議決定、11月2日から施行され、このうち、中小企業に関する特例措置につきましては、局地激甚災害として、椎葉村と諸塚村の2村に適用されたところであります。

(2)の観光関係の主な被害といたしましては、日南市の鶴戸神宮楼門屋根部分の銅板剥落や、高千穂町の高千穂峡遊歩道一部損壊などとなっております。

次に、2の主な支援状況についてでございます。

まず、(1)令和4年台風第14号被害「中小企業特別相談窓口」の設置といたしまして、9月20日より特別相談窓口を設置しております。

11月25日現在の相談実績といたしましては、相談件数は29件となっており、相談内容といたしましては、融資関連の相談が最も多くなっております。

次に、右側の13ページでございますが、(2)県中小企業融資制度の周知といたしまして、セーフティーネット・危機関連貸付や経営支援・災害対策貸付などの県中小企業融資制度の周知

も、先ほどの特別相談窓口と並行して行っているところでもあります。

(3) 県中小企業融資制度の追加といたしまして、諸塚・椎葉の両村内に事業所を有する中小企業者等を対象とする「経営支援・災害対策貸付(激甚災害対策)」を創設し、11月2日より融資申込みの受付を開始したところでもあります。

(4) 商工業者への再建支援といたしまして、先の11月臨時会でお認めいただきました、被災した県内の商工業者の事業再建に必要な施設・設備の復旧経費を補助いたします「商工業再建支援補助金」につきましては、現在、コールセンターの準備ですとか、マニュアル・手引き・Q&Aに関しましても、商工会・商工会議所と最終の詰めを行っているところとございまして、早期の補助金交付に向け、現在、準備を進めております。

これらにより、令和4年台風第14号被害からの事業再建を目指す県内事業者の復旧・復興を後押しし、地域経済維持・発展につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、委員会資料14ページであります。

みやざき産業振興戦略の改定について御説明いたします。

この戦略は、宮崎県総合計画の商工業に関する分野別計画といたしまして、平成28年3月に策定したものでございますが、今年度、2期目の推進期間が終了することから、現在、改定に係る作業を進めております。

まず、1、これまでの取組についてでございますが、6月の本常任委員会におきまして戦略の改定についての御報告を行って以降、6月から8月にかけて、県内事業者に対するアンケート調査を実施し、7月と8月には県内各地域におきまして、商工団体や市町村の皆様と、本

県の産業振興についての意見交換を行ってまいりました。

また、先月には、有識者や関係団体の皆様と意見交換を行い、本県経済の現状や重要な視点等についての意見を伺ったところでもあります。

次に、2、課題等の整理でございます。

まず、(1)の時代の潮流といたしまして、改定に当たり考慮すべき社会・経済等の大きな情勢の変化について、3項目を記載しております。

1つ目の人口減少・少子高齢化の進行であります。人口減少と少子高齢化が進行しており、今後、生産年齢人口は減少し、高齢化率が上昇することなどが予測されております。

本県経済・産業の持続的な発展を図るためには、生産性の向上や多様な人材の活躍推進などに取り組むことが必要と考えております。

2つ目の新型コロナとデジタル化の進展であります。コロナ禍を契機として、デジタル化に加え、テレワーク等の新しい働き方などの広がりも見られるところでもあります。

社会全体でDX(デジタル変革)が進むことで、労働力不足の解消など、地域課題の解決につながることを期待されております。

3つ目の気候変動と自然の脅威であります。今年の台風第14号をはじめ、毎年、全国各地で多くの災害が発生しており、特に風水害の激甚化や頻発化が懸念されております。

こうした気候変動等への対応といたしまして、省エネ対策や再生可能エネルギーの利用拡大など、ゼロカーボン(脱炭素)社会への転換に向けた取組の重要性が高まってきております。

次に、(2)の統計データやアンケート、意見交換等から見えてきた課題であります。ここでは数ある意見等が見えてきた課題の一部を抜粋して記載しており、大きく、産業や企業など

振興に関することと、人材の育成・確保に関することの2つに分けることができます。

まず、産業や企業など振興に係る課題は、1つ目から4つ目までございますが、企業の前向きな取組等への支援や、地域を牽引する企業と、地域になくはならない企業への支援、デジタル化に係る企業の二極化の進行、ゼロカーボンの実現に向けた事業者への普及・啓発などが挙げられ、また、人材の育成・確保に係る課題は、5つ目と6つ目でございますが、若者の県内企業への理解醸成・就職促進、外国人材から本県が選ばれる地域づくりなどが挙げられると考えております。

15ページをお願いいたします。

3、戦略の視点等でございますが、以上のことを踏まえまして、本県としては、「付加価値の高い産業の振興」と「良質な雇用の確保」を目指すことが大変重要でありまして、そのためにも、「本県経済を支える企業・産業の持続的な発展を図る」こと、「企業等のチャレンジを支援し、産業の競争力強化を図る」こと、そして、「本県の将来を担う多様な産業人材を育成・確保すること」という以上3つの視点から、施策に取り組んでいく必要があると考えております。

4、施策の方向性でございますが、以上3つの視点ごとにそれぞれ取り組むべき主な施策の項目を列挙しております。

まず、(1)のみやざきの経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展といたしまして、中小・小規模企業の振興や、DX(デジタル変革)・ゼロカーボン(脱炭素)に向けた取組支援、中核企業の育成と成長産業の振興、戦略的な企業立地、商業・サービス業・観光の振興、そして、コロナ禍などを踏まえた感染症や災害リスクへの対応支援に取り組んでまいりたいと考

えております。

(2)の産業の競争力強化のためのチャレンジ支援としまして、海外への展開促進やイノベーション、スタートアップの推進、起業・創業や事業承継の支援、そして、産学金労官で構成する支援ネットワークにより、オール宮崎体制で産業の競争力強化に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、(3)のみやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保としまして、働きやすい職場づくりや、若者の県内就職とUIJターンの促進、女性や高齢者、外国人材など多様な人材の活躍促進に加えまして、DX(デジタル変革)に必要なデジタル人材や技術者の育成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

5、今後のスケジュールでございますが、本日、委員会に骨子案を御報告させていただいておりますが、今後、新しい戦略の素案を作成いたしまして、来年3月の常任委員会で御報告させていただく予定としてございます。

その後、パブリックコメントを実施した後、6月定例会におきまして、議案として提出させていただく予定でございます。

○島田経営金融支援室長 宮崎カーフェリー株式会社の状況について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページを御覧ください。

1、令和4年度上半期の状況でございます。

(1)の輸送実績について、旅客につきましては、新型コロナの影響がありますものの、4月に1隻目の新船「フェリーたからほ」が就航して以降、新船効果が現れておりまして、表の一般旅客数の欄に記載しておりますとおり、前年度比で240.9%となっております。

しかしながら、コロナ前の令和元年度と比べ

ますと50.6%と、まだまだ以前の水準までは回復していない状況でございます。

また、貨物につきましては、新型コロナの影響により外食産業における需要が低迷したことや、半導体不足による自動車関連産業の貨物量の減少などが影響しておりますことに加え、8月の船内乗組員のコロナ感染拡大や9月の台風による欠航が相次いだことも影響いたしまして、表の貨物輸送数の欄に記載しておりますとおり、コロナ前の令和元年度と比べて87.3%となっているところでございます。

次に、(2)の経営状況についてであります、中間決算の状況を表に記載しております。

令和4年度の営業収益につきましては、旅客、貨物ともに運賃収入が増加しております、対前年度比で128.3%と回復傾向にございます。

営業費用につきましては、「うち燃料費」の欄にございますとおり、国の激変緩和措置により燃料費は前年並みに抑えられておりますが、コロナ前の令和元年度と比べますと124.7%と、いまだ高い水準にあり、ウクライナ情勢や円安の先行きが見通せない中、経営に大きな影響を与えている状況でございます。

その結果、表の下段に記載しておりますとおり、営業収支は1億6,200万円のマイナス、経常収支は1億3,800万円のマイナスで、依然として厳しい経営状況にありますが、前年度と比べますと赤字幅は圧縮されております。

次に、2、直近の輸送実績につきましては、10月4日に、2隻目の新船「フェリーろっこう」が就航したところであり、表の中ほど、太囲みの欄に令和4年度10月単月の輸送実績を記載しております。

10月は、旅客、貨物ともに繁忙期ではありませんが、旅客につきましては、前年度比で約303.3

%、令和元年度と比べても94.3%まで戻っており、好調な状況と言えます。

下半期は、全国旅行支援に加え、年明けに予定されております侍ジャパンやプロスポーツキャンプなどにより、旅客需要の拡大も期待されております。

一方、貨物につきましては、9月の台風第14号の影響による農産物の出荷減により、前年度並みとなっております。

これから冬場にかけて農産物出荷の最盛期を迎えますことから、今後は貨物面においても需要の拡大に取り組んでいくところでございます。

最後に、3、利用促進のための主な取組についてでございます。

(1)の旅客対策として、全国旅行支援や県民限定3割引など、国や県の利用促進事業を活用した需要拡大の取組や、市町村と連携した船上での観光PRや物産展の実施、イベントステージを活用したコンサートや高千穂神楽の披露のほか、宮崎餃子や日向市のへべスなど、レストランでの御当地メニューの提供による船旅の魅力創出など、お得な運賃でまずは一度乗っていただき、ゆったりとした船旅だからこそその魅力や楽しみに磨きをかけることで、新規の旅客やリピーターの確保に努めているところでございます。

(2)の貨物対策として、運送事業者に対する季節や曜日、貨物量に応じた柔軟な運賃割引の実施や、新規貨物の獲得のため、県の大阪事務所の企業立地活動と連携した情報発信や新たな貨物の開拓の強化、食事券の割引販売などトラックドライバーに対するインセンティブの付与やトラック協会と連携した情報発信など、現在、会社におきまして関係機関との連携や営業活動の強化により貨物の拡大に努めている状況

でございます。

最後になります、長期化するコロナ禍と燃料費の高騰、円安など、宮崎カーフェリーを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあります、会社におきましては、新船の強みを生かした営業を強化し、需要の回復に全力で取り組まれているところでございます。

県としましても、新船2隻体制になったこれからが本番であると認識しておりますので、本県経済の生命線と位置づける航路を将来にわたって安定的に維持していくためにも、宮崎市や神戸市など関係機関とも連携し、引き続き支援してまいります。

○海野観光推進課長 宮崎県観光振興計画の改定の状況について御報告いたします。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

まず、1のこれまでの取組についてでございますが、6月の常任委員会で御報告させていただいた後、7月から8月にかけて、市町村の観光担当課や観光協会、観光関係事業者の皆様と意見交換を行ってまいりました。

また、その結果を踏まえながら、10月下旬に開催した観光審議会において、骨子案を御説明したところであります。

次の項目の2から4までが審議会で説明した骨子案の概要になります。

2の課題等の整理でございます。

まず、(1)の観光業界を取り巻く外的要因につきましては、人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルスによる旅行動態の変化と地域間競争の激化、観光ニーズの多様化、ワーケーションや上質な旅行など新しい観光ニーズの登場、デジタル化の進展、観光環境への配慮など持続可能性(SDGs)に対する意識の高まりなどがあり、それらへの対応が求められてお

ります。

(2)の統計データや市町村・観光関係事業者等との意見交換会から見えてきた課題につきましては、食や自然、スポーツ、神話といった本県の強みを生かす重要性や、対価を得る仕組みをつくること、デジタル技術の活用、二次交通アクセスの利便性向上、国内外への効果的な情報発信・プロモーション、屋外型トレーニングセンターを活用した取組、スポーツキャンプ・合宿等の全県化・通年化・多種目化など、取り組むべき多くの課題が指摘されたところであります。

次に、19ページを御覧ください。

3の本県観光の目指す姿と基本方針であります。

(1)の本県観光の目指す姿であります、ただいまお話ししました環境の変化や課題への対応を踏まえ、大きく3つの姿を目指したいと考えております。

1つ目は、「コロナ禍を乗り越え、地域住民や観光事業者による持続可能な観光地域づくりが推進され、地域社会が活性化するみやざき」。

2つ目は、「観光資源の掘り起こし・磨き上げと効果的な情報発信により、本県の魅力が向上し、認知され、国内外から多くの観光客が訪れるみやざき」。

3つ目は、「スポーツランドみやざきでスポーツの魅力を体感し、感動してもらうことで、心も体も再生し、訪れる人々に明日への希望と活力を与えるみやざき」であります。

この3つの視点を踏まえ、仮の表現ではあります、**「魅力実感！感動あふれる「観光みやざき」～コロナ禍からの再生と更なる発展～」**を本県観光のスローガンとしております。

(2)の基本方針としましては、このような

目指す姿を実現するため、みやぎの魅力を最大限に生かした観光の推進、観光サービスの高付加価値化と持続可能な観光への取組、戦略的なプロモーション、デジタル技術の活用の4点を基本方針として掲げ、次の各施策に取り組むこととしております。

4の施策の方向性につきましては、今後取り組むべき施策の方向性を4つに項目分けして整理しております。

まず、(1)の国内外から選ばれる観光地域づくりですが、周遊・滞在型観光推進のための観光資源の磨き上げや、ワーケーションや上質な旅行など、新しい観光スタイルに対応した取組の推進、地域の観光を牽引する人材の育成、DMO等による魅力ある観光地域づくりや利便性と満足度向上のための基盤整備により、国内外から選ばれる観光地域づくりに取り組んでまいります。

(2)のみやぎの強みを生かした誘客の推進では、本県ならではのテーマ観光や世界ブランド等を生かした観光の推進、みやぎMICEや教育旅行の推進、観光関連事業者との連携や広域連携を通し、宮崎の強みを生かした誘客に取り組んでまいります。

(3)外国人観光客の誘致の強化・推進では、外国人観光客のニーズに対応した魅力の創出や情報発信、韓国、台湾、香港、中国などの東アジアを重点拠点としました誘客・リピーターの拡大、欧米豪や富裕層など新規市場の開拓、クルーズ船の誘致・推進により、外国人観光客の誘致の強化・推進に取り組んでまいります。

(4)のスポーツランドみやぎの推進につきましては、これまでの誘致実績や積み上げたノウハウを基盤として、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上につなげていくと

ともに、スポーツ合宿等の全県化・通年化・多様化とスポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。

なお、これらの施策の方向性と各内容については、今後さらに庁内関係各課や専門家の意見、新たなデータの分析結果なども参考にしながら、熟度を高めてまいりたいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールであります。今後、計画素案を作成し、年明けの常任委員会で御報告させていただいた後、最終案を来年6月の定例会に提出させていただきたいと考えております。

○吉田オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課からは、みやぎグローバルプランの改定について御報告いたします。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

まず、1のこれまでの取組についてでございますが、昨年末から今年初めにかけて、県内事業者や外国人住民等を対象にしたアンケートを実施するとともに、庁内や関係団体等からの意見聴取、各分野の有識者からなる国際化推進懇話会での意見交換を通じまして、課題の洗い出しや今後の方向性の検討を行ってきたところでございます。

次に、2の課題等の整理でございます。

(1)に、本県の国際化を取り巻く主な外的要因を世界規模のもの、国内規模のものに分けてお示ししておりますが、世界的な要因としましては、世界人口の増加や新興市場国を中心とした高い経済成長、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、それを契機としたデジタル化の急速な進展等を挙げております。

また、国内の要因としましては、人口減少・少子高齢化の進行に伴う国内市場の縮小、労働力不足や外国人住民の増加と多様化、新型コロ

ナの影響による国際定期便の運航休止等を挙げ
ております。

次に、(2)の統計データやアンケート、関係
者との意見交換等から見えてきた主な課題とし
まして、輸出に関しましては、海外展開に取り
組む企業と現地パートナーとのマッチングや、
EC、オンライン商談など多様なツールを活用
した販路開拓、観光につきましては、直行便の
回復と主要都市を訪れたインバウンドの本県へ
の引き込み、多文化共生、国際交流につきま
しては、外国人住民支援を担う人材・団体の育成
・確保や、アフターコロナにおける国際交流・
協力活動の展開等の課題が見えてきたところ
でございます。

次に、3の計画の視点等でございます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や
ロシアによるウクライナ侵攻など、世界の社会
情勢は大きく変化していることから、その変化
に的確に対応しながら取組を進めることが重要
であると考えておまして、目指す姿に「世界
に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」を
掲げ、「世界の活力を取り込む」、「世界とつな
がる」、「世界とともにあゆむ」という3つの理
念の下、施策の展開を図ることとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

4の施策の方向性としまして、3つの柱で構
成したいと考えております。

まず、1つ目の(1)グローバル経済交流の
強化では、県産品の輸出など海外への展開促進
と、インバウンド等の海外からの誘致など、経
済交流を強化・推進しますとともに、経済交流
を担う人材の育成や、交流の基盤となります航
空・海上の交通ネットワークの維持・充実を図
ることとしております。

2つ目の多文化共生社会づくりの推進では、

外国人住民を地域の一員として受け入れ、共に
暮らしていくため、外国人住民へのコミュニケ
ーション支援や生活支援、外国人と共生する地
域社会づくりを推進してまいります。

3つ目の国際交流の促進とグローバル社会で
活躍する人づくりでは、諸外国・地域との相互
交流の拡大や、多様な分野・主体による国際交
流の促進、グローバル社会に対応できる幅広い
人材の育成に取り組んでまいります。

これらの3つの柱につきましては、今後、具
体的な施策内容を肉づけしながら、グローバル
プラン素案としてつくり上げてまいりたいと考
えております。

最後に、5の今後のスケジュールであります
が、当委員会に途中経過を適宜御報告させてい
ただきながら、最終案を来年の6月定例会に提
出させていただきたいと考えております。

○西村委員長 説明が終わりました。

その他報告事項についての質疑はございませ
んか。

○二見委員 宮崎県観光振興計画並びにみやざ
きグローバルプランについてなんですけれども、
全体的な流れはこの方向で行くということに何
ら異論はないんですが、今までと変わらないじゃ
なく、ここに力点を置いてやっていきますとか、
将来的に新たに見えてくるような具体例という
のは何かないのかなと思ひまして、もしあつた
らお聞かせいただけたらと思ひます。

○海野観光推進課長 観光振興計画につきまし
て、取り組むべき課題というのが様々ございま
して、全方位的に取り組まなければならないとい
うことではありますけれども、やはりこれから
先、コロナ禍を経まして、今はウイズコロナ
の時代ですけれども、アウトドア志向とか自然、
本県の魅力を最大限に生かせるような観光スタ

イルの志向が高まってきておりますので、アウトドアやスポーツ関係については、さらに力を入れていく必要があると思っております。

また、観光のテーマは様々ございますけれども、最近では食——宮崎市におけるギョーザの1世帯あたり購入額が日本一ということで、新たなテーマにもなっておりますが、宮崎牛とかマンゴーなどの農産品をはじめ、食を活用したテーマを深掘りして行って、戦略的PRに努めていかなければならないと思っております。

そのほか、個人旅行でありますとかテーマ旅行が非常に有望なところになっておりますので、宮崎県の魅力が十分発信できるようなテーマ設定と取組をしっかりと考えていきたいと思っております。

○二見委員 この間ニュースか何かに、インフルエンサーの方々を招待して、鶴戸神宮参拝とか宮崎県産農産物を試食してもらったりとかいう取組が出ていましたけれども、その後どうなったのか。戦略的プロモーションというのであれば、どこを攻めて、どこからどれだけの誘客を見込んでいるのかとか。

戦略性というのは、何かもっと具体的なものなんじゃないのかと思うんです。そこら辺を何か見える形でというか、それだけのものが本当にあるのかというのを感じるものですから。

○海野観光推進課長 おっしゃるとおり、プロモーションしただけで、その後、効果がどの程度あったのかについては、なかなか分かりにくかったというところがあるかと思えます。

そういうデジタルプロモーションということで、いわゆるSNSを使ってプロモーションしたりしているんですけれども、インフルエンサーを使ったPRでフォロワー数が増加したりとかそういうこともございます。

ただ、それを契機に本県に来ていただくというのが非常に重要になりますので、そのデジタルを活用して、それを見た方が宮崎県に来るための旅行商品を、またデジタルで検索したり、予約をしたりとかいったような動きになりますので、そういった情報もできるだけ把握しながら、また、そういったPRの効果がどれだけあったのかとか、具体的な誘客につながったかといったことについては、デジタル化の進展ということもございますので、そこをしっかりと活用しながら、今後、実のある誘客につなげていきたいと考えております。

○坂口委員 宮崎カーフェリー関係で、この見方というか、考え方を教えてほしいんですけども、まず最初の枠囲みのところです。

令和元年度比というのが、一般旅客数と貨物輸送数で出てきているんですが、旧船と新船ではベッド数とかトラックの台数のキャパシティーが変わったと思うんです。それを勘案した上での比率というのはどれぐらいになりますか。

当然、今の台数で比較すると、元の分母が大きい、小さいという、ちょっと分かりづらい点があるんですけども、この50.6%、87.3%というのは、今のキャパシティーに換算したときにどれくらい埋まっているのかというのを教えてください。

○島田経営金融支援室長 この資料につきましては、旧船のキャパシティーと比較したものにはなっておりませんので、そこには加味していません。手元に資料がないんですけども——前年度と比べますと、こちらに書いてありますとおり、旅客は相当程度、頑張っているという状況でございます。

○坂口委員 そうじゃなくて、今、満員になったとします。そのときに旧船に比べて、100%に

なるなら分かりやすいんだけど、今の船で100%埋まっても、元の分母が大きければ90%を超えることは不可能ということになる。そういう意味からの比較。やっぱり、分母と分子が違ってくる。だから、一緒にするとどうなりますかということなんです。それは出しておられないんですか。

今後の計画では、やっぱり新船を100%埋めるということを前提で物を考えていかないと。

○島田経営金融支援室長 ちょっと確認させていただきますでしょうか。

○坂口委員 同様に、燃費もなんですけれども、燃費効率というのがあるから、値上がり分だけで令和元年度費124.7%になっているのか。燃費効率を考えれば、もう100%では済まないんですよということになるのか。その比較が出れば。

○島田経営金融支援室長 燃費のほうも、一定程度減少しているとは伺っておりますが、まだはっきりした数値までは報告いただけてないところがございます、そここのところも確認させていただければと思います。

○坂口委員 片道でも往復でもいいんですけども、今の船だと、1航海当たりの燃料使用が価格を無視しても増えてきていると思うんです。燃費効率を考慮したとき124.7%だったとしたら、燃油価格がコロナ前、あるいはウクライナ侵攻前の燃油価格に戻っても、100%を確実に超えていくということになります。

そこらを正しく把握しないと、経営の見通しとか、今後どれくらいの可能性があるのかというのが分からないものですから、もし簡単に出ればいいので、また教えてください。

○島田経営金融支援室長 燃油価格も相当程度上がっており、1年前と比べますと約1.7~1.8倍程度に上がっているようでございます。

○坂口委員 そういう意味じゃなくて、値上がり分は変動していくと思うんです。しかしながら、燃費効率、キロリットル当たり何マイル走るといのは変わらないと思うんです。そうすると、必然的に燃料効率が落ちて単位当たりの価格というのは高くなっていくと思うんです。そこをちょっと知りたいものですから。

○島田経営金融支援室長 今、手元に資料がございませんので、後日確認して、回答資料を差し上げたいと思います。

○山内副委員長 坂口委員がおっしゃった話と被るかもしれないんですけども、16ページの一般乗客数、貨物輸送数の今のキャパシティーに対する稼働率を教えてください。

○島田経営金融支援室長 キャパシティーでございますけれども、新船たかちほの旅客定員数は576人、トラックの積載台数は163台となっております。

稼働率につきましてはちょっと捉えておりません。手元に資料がございませんので、先ほど御説明した貨物輸送台数等で報告させていただいているところでございます。

○山内副委員長 例えば、その新船たかちほの旅客定員数576人に対して、4月から9月の間は客席が何%埋まっていたとか、そういう数字があるんじゃないかと思うんですけども、もし今ないということであれば、後ほど資料を頂くとかでもありがたいんですが。

○島田経営金融支援室長 今、手元に資料がないものですから、また後で報告させていただければと思います。

○西村委員長 先ほど、坂口委員より資料要求がありました件についてお諮りいたします。

資料は、全委員に提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、先ほど要求がありました資料につきましては、いつ頃用意できますでしょうか。

○島田経営金融支援室長 確認次第、早急に御提供したいと思えます。

○西村委員長 では、準備ができ次第ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

○山内副委員長 同じく16ページの経営状況の部分なんですけれども、物価高とか原油価格高騰とか台風、コロナ感染など、突発的な予測できなかったようなこともあって赤字であるが、赤字幅が前年度よりは圧縮されているということなんです。例えば短期的に、ここ5年間でこれぐらいの収支でいく計画を立てているとか、もしそのような計画があったら、その資料も併せて——当初の計画がこれぐらいだった、減少はこれぐらいである。それと、現状を踏まえて、また計画を修正されるのかどうかとか、そういったことも確認させていただきたいんですが。

○島田経営金融支援室長 長期的な計画ということでございますけれども、今年1月閉会中の合同委員会で宮崎カーフェリーから御説明いただいている計画がございますが、現在、コロナ等で非常に厳しい経営状況にある中で、今後、長期的には改善していつか令和6年には経常収支レベルで黒字化を目指すといったような計画内容になっております。

令和4年度段階での経常収支の計画値が年間約2億8,000万円、半期で約1億4,000万円でございますので、現時点では厳しいながらもおおむね計画に沿った形で運営が行われているもの

と考えております。

下半期はいろいろと厳しい環境要因はございますが、例えば、スポーツキャンプでありますとか、農産物の輸送等も増えてまいりますので、新船2隻体制になった上で、上半期よりは若干期待ができると考えているところでございます。

○山内副委員長 ありがとうございます。

宮崎県観光振興計画の中で、19ページの4の(1)の上から3つ目の地域の観光を牽引する人材の育成というのが、私もとても重要なテーマだと思います。

例えば、先日の観光関連団体との意見交換の中でも、コロナによって、一旦観光業界から人が要らなくなってしまった。その方々が、別の業種に動いて行ってしまった。それで今、その人材をどう確保するのかというのが大変な課題にもなっているというお話がありましたし、円安で外国人労働者の方が日本になかなか入ってこないんじゃないか、戻ってこないんじゃないかというようなお話もありました。

そのような中で、まず、観光業界を支える母数として、宮崎県でそういう人材を確保することもテーマになるんじゃないか。あとは、観光資源の掘り起こし、磨き上げ、効果的な情報発信も行うという中でも、人を単に確保するだけじゃなくて、その魅力を伝えるための人材育成という部分も今後、さらに問われてくると思うんですけれども、そういった視点もまた、ぜひ計画に含めていただきたいと思います。

○海野観光推進課長 おっしゃるとおり、観光人材が非常に不足していて、宿泊業、旅行業は、100%の稼働は厳しい状況もあるということでも伺っておりまして、総数、母数を増やしていくという努力が必要であろうかと思えます。

それから、何よりも本県観光を支える人材と

ということで、観光事業者の皆さん、観光に関連する皆さん方に、やはり夢と希望を持って、ちゃんと戦略的に主体的に取り組んでいただく人材というのにも必要になろうかと思えます。

そういった意味では、今、観光みやざき創生塾ということで、やる気のある方々、これから観光業に携わろうとする方々の育成にも取り組んでいるところでございます。

今後の計画については、今の人材不足の状況も踏まえながら、しっかりそこも確保しつつ、本県観光を全県的にしっかりと担えるような人材育成を図る取組をしたいと考えているところであります。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、一旦、商工観光労働部の審査を終了いたします。

先ほどの指定管理者の案件については、どの程度でできるでしょうか。

○横山商工観光労働部長 早急に整理をさせていただきますけれども、もし可能であれば、明日の委員会で御説明させていただければと考えておりますが、いずれにしましても、議会事務局と調整させていただいてよろしいでしょうか。

○西村委員長 分かりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、商工観光労働部は明日の10時からということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に、一言お礼を申し上げます。

11月23日に高鍋町で行われました小丸川宮越地区総合内水対策事業完成式——これは排水機場、ポンプの設置であります——その完成式に西村委員長及び山下委員に御出席いただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料によりまして御説明いたします。

これよりは、着席して説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案につきましては、議案第1号の一般会計補正予算案のほか2件をお願いしております。

次に、Ⅱ、特別議案につきましては、議案第10号の工事請負契約の締結についてほか5件をお願いしております。

次に、Ⅲ、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて報告をさせていただきます。

最後に、Ⅳ、その他報告事項につきましては、建築基準法に基づく中間検査について報告をさ

させていただきます。

私からの説明は以上であります、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井上管理課長 委員会資料の3ページをお開きください。

県土整備部の11月補正予算について御説明いたします。

今議会におきましては、議案第1号で一般会計補正予算(第6号)、議案第2号で港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)、議案第23号で一般会計補正予算(第7号)をお願いしております。

令和4年度11月補正予算一覧の部総括表の太線で囲んだ部分が今回の補正額になります。

まず、一番上の補助公共・交付金の欄でございますが、防災・減災、国土強靱化などの国の第2次補正予算成立後に速やかに対応するため、所要額として223億1,748万8,000円の増額をお願いしております。

次に、その5段下のその他の欄でございますが、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う職員費の補正予算でありまして、2,780万4,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から2列目の11月補正予算額Fの欄の一番下にございますとおり、一般会計と特別会計の合計は1,169億880万1,000円で、対前年度比で55.2%の増となっております。

次に、4ページをお開きください。

2、補助公共・交付金事業の内訳でございます。

今回の補正は、国の第2次補正予算に速やかに対応するため、道路や河川事業などで太線で囲んでおりますEの欄の一番下にございますとおり、223億1,748万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

これは、先ほど御説明いたしました人事委員会勧告に基づく職員費の補正に係る県土整備部各課ごとの内訳でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3、各課(局)別の内訳でございます。これは、補正予算の金額を各課(局)ごとに集計したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表でございます。

太枠で囲んでおります11月議会申請分の欄にございますとおり、第6号では、追加と変更(増額)合わせまして24億3,973万7,000円、また、第7号では、202億7,428万8,000円をお願いをしております。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の追加分の内訳でございます。

上の表は、議案第1号で、道路橋梁調査事業をはじめとします4事業で1億2,630万円を、下の表は、議案第23号で、盛土防災総合推進事業の1,698万8,000円をお願いしております。

続きまして、9ページと10ページは、繰越明許費補正の変更分の内訳でございます。

まず、9ページの表でございますが、議案第1号で、公共道路新設改良事業をはじめとします12事業で23億1,343万7,000円の増額補正をお願いしております。

おめくりいただきまして、10ページの表は、議案第23号、繰越明許費補正の変更の内訳でござ

ございます。10事業、202億5,730万円の増額補正をお願いしております。

これらの繰越しの主な理由であります。関係機関との調整に日時を要したことなどや国の補正予算の関係などによるものでございます。

続きまして、11ページから12ページは、議案第1号の債務負担行為補正の追加でございます。11ページ最初の道路建設課の事業から12ページの都市計画課までの事業につきましては、早期発注や施工時期の平準化を図るために、今年度の支出は伴わずに公共事業を前倒しして発注する、いわゆるゼロ県債による債務負担行為の設定を行うものでございます。

一番下の建築住宅課の県営住宅管理費につきましては、別の議案で提出しております指定管理者の指定に係るものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

議案第23号の債務負担行為補正の追加であります。

これは、国の第2次補正予算に係るダム施設整備事業において、渡川ダムのダムメンテナンス事業など4事業につきまして、工事期間が複数年度にまたがることから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、14ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の繰越明許費の補正であります。

これは、細島港整備事業において1億2,000万円をお願いするもので、繰越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

補正予算の概要は以上であります。

○中原技術企画課長 技術企画課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の225ページをお開

きください。

当課の補正予算額は、1,887万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は4億9,809万5,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

227ページをお開きください。

中ほどの(事項)盛土防災総合推進事業費でございますが、これは、盛土規制法に関する基礎調査及び応急対策に要する経費であります。

詳細につきましては、商工建設常任委員会資料で御説明いたします。

資料の16ページをお開きください。

盛土防災総合推進事業であります。

まず、1の事業の目的と背景でございます。

熱海市の土石流災害を踏まえ、令和4年5月に成立した宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に基づき、県と中核市の宮崎市は、規制区域を指定し、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制する必要があるため、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施するものであります。

次に、2の事業の概要でございます。

右側の表を御覧ください。

この事業は、環境森林部、農政水産部、県土整備部と宮崎市が一体となって行うものであり、総事業費は8,300万円をお願いしております。

このうち、県土整備部の予算は、宮崎市の負担金を含め1,798万8,000円であり、事業期間は、令和4年度から令和6年度までとしております。

事業内容といたしましては、まず、①の基礎調査でございますが、これは、規制区域を指定するために必要な地形や地質、土地の利用状況等の調査を行うものであります。

次に、②の基礎調査でございますが、これは、

衛星画像解析等から規制区域内にある既存の盛土の分布状況を把握するとともに、応急対策の必要性を判断するものであります。

次に、③の盛土110番でございますが、これは、規制区域指定前の危険な駆け込み盛土や、既存の危険な盛土等を的確に把握するため、住民などからの通報窓口を設置するものであります。

次に、④の応急対策でございますが、盛土110番等で確認された盛土のうち、緊急性や危険度の高い盛土等への行政指導や、必要に応じて応急対策を実施するものであります。

3の事業効果でございます。

危険な盛土等を包括的に規制することにより、県民の生命・財産を守るものであります。

4の今後のスケジュールでございますが、基礎調査につきましては、いずれも繰越しを行い、令和5年度までに調査を実施し、規制区域(案)の公表を経て、令和7年度に規制区域を指定する計画としております。

また、③の盛土110番の設置及び④の行政指導、応急対策につきましては、令和6年度まで継続して実施する計画としております。

委員会資料の17ページを御覧ください。

ここで、規制区域について御説明させていただきます。

規制区域には2つの種類がございます。

まず、上のイラストの赤線で囲まれている市街地や集落を対象にした「宅地造成等工事規制区域」であります。

これは、下の表のイメージ図のとおり、市街地や集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすことを規制する区域になります。

次に、上のイラストの青線で囲まれている「特定盛土等規制区域」であります。

これは、市街地や集落の上流域——上のイラ

ストで言いますとAの領域になりますが——ここに設置された盛土等が崩壊し、土石流となって市街地や集落内の人家に被害を及ぼすことを規制するほか、同じく、上のイラストのBの領域に設置した盛土等が崩壊し、市街地や集落以外の人家や道路、農地等に被害を及ぼすことを規制する区域になります。

規制区域を指定しますと、当該区域で一定規模以上の盛土等を施工しようとする場合、施工者は県または宮崎市の許可を受ける必要があり、盛土の排水対策であったり、地山と盛土の密着を図る段切り施工などの設計・施工計画が、政令等で定める技術的基準に適合するよう求められることとなります。

また、盛土の規模等に応じて中間検査や完了検査を実施し、盛土の安全性を確認していくこととなります。

今後とも、公共3部はもとより、宮崎市とも連携を図りながら、規制区域の早期指定に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○加行道路建設課長 道路建設課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の229ページをお開きください。

当課の補正予算額は、79億300万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の259億404万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

231ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共道路新設改良事業費であります。

これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、国の補正予算に伴う79

億300万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、県道高城山田線の王子橋工区や国道219号の越野尾二之渡工区での道路改良工事などを予定しております。

補正予算については以上であります。

続きまして、委員会資料の18ページをお開きください。

議案第10号であります。

これは、主要地方道竹田五ヶ瀬線、波帰之瀬工区で施工する、(仮称)波帰之瀬橋橋梁下部工(P2)工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内で実施している道路改良事業で、延長が1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約48億円であります。

次に、2の工事概要であります。

19ページを御覧ください。

上から平面図、側面図となっております。

波帰之瀬橋につきましては、橋長が412メートルのコンクリート橋であります。今回は、五ヶ瀬町側のP2橋脚の工事で、高さが48メートル、基礎形式は、深礎ぐい基礎で直径が13.5メートル、くい長が16.5メートルであります。

前のページに戻っていただきまして、18ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は11億5,830万円、契約の相手方は、山崎・松澤・あさひ特定建設工事共同企業体で、工期は、契約発効の日から令和8年7月31日までであります。

続きまして、委員会資料の22ページをお開きください。

議案第12号であります。

これは、主要地方道北方北郷線の川水流橋工区で施工する、(仮称)川水流橋上部工工事に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、延岡市北方町川水流で実施している道路メンテナンス事業で、延長が440メートル、車道幅員5.5メートル、全幅9メートル、全体事業費が約41億円であります。

次に、2の工事概要であります。

まず、この橋梁は、位置図の赤丸の位置にありまして、国道218号と交差し、五ヶ瀬川を渡る橋梁であります。

次のページの23ページを御覧ください。

川水流橋につきましては、側面図、断面図にありますように、橋長が273.4メートルの鋼製の箱桁橋であります。

前のページに戻っていただき、22ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が11億8,950万5,568円、変更契約の金額が12億8,441万8,747円、9,491万3,179円の増額であります。

契約の相手方は、横河NS・清本特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日から令和4年12月28日までであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド及び仮設工事の増加による請負金額の変更を行うものであります。その主な内容について御説明をいたします。

24ページをお開きください。

まず、インフレスライドによる変更であります。インフレスライドの内容につきましては、前回の9月議会でも御説明したところですが、今回のインフレスライドも前回同様、令和4年3月1日の新単価適用で、対象工事の条件とし

ましては、残工事の工期が2か月以上あること、新単価適用後の残工事請負額が1%以上増加することであり、本工事ではスライド基準日の4月1日以降、残工期が9か月あり、新単価適用後の残工事の請負金額が3.1%増となったことから、今回、請負金額の変更を行うものであります。

次に、25ページを御覧ください。

仮設工事のうち、工事用道路の補強による変更であります。

工事用道路につきましては、工場で製作した桁を運搬する際や桁架設用のクレーンなど重量のある車両が走行する際に、当初想定とは異なる不安定な地盤であることが判明し、走行することが困難となったことから、敷鉄板の設置をすることで走行の安定を図ったものであります。

次に、26ページを御覧ください。

仮栈橋やベントのくいを施工する際の掘削機械の変更であります。

仮栈橋や桁架設に使用するベント設備のくいを立て込む際に、ダウンザホールハンマーを用いて掘削を行いますが、当初の想定とは異なる不均質な土質であったため、掘削孔壁から崩れ落ちた岩塊等の影響により掘削機械が変形・破損し、掘削が困難となったことから、孔壁を保護しながら掘削することのできる、連行型ダウンザホールハンマー工法に変更することとしたものであります。

続きまして、委員会資料の31ページをお開きください。

議案第19号「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について」であります。

まず、1の事業変更の理由であります。

有料道路通行料金の障害者割引制度につきましては、一ツ葉有料道路を含む全国の有料道路

におきまして、共通制度として現在も運用中ですが、このたび、制度利用者のさらなる負担軽減を図ることを目的に事業内容の変更を行うこととなり、有料道路事業者である宮崎県道路公社から道路整備特別措置法第16条第1項の規定による道路管理者の同意を求められたことから、同条第2項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

2の事業変更の内容であります、(1)の1人1台要件の緩和についてであります。

現行の割引制度では、通行に利用する車両対象者1人につき1台登録し、その車両で通行したときのみ割引の対象としておりましたが、変更後は、事前に登録した車両以外の車両で通行した場合でも割引の対象となるよう改正するものであります。

なお、タクシー等の営業用、事業用の車両を利用して通行する場合は、現行の制度では全て割引対象外となっておりますが、変更後は、自ら運転ができない要介護者がタクシー等を利用する場合のみ割引の対象となります。

(2)の申請手続のオンライン化であります、現行の申請手続は、市町村の福祉担当窓口で、直接、身体障害者手帳や療育手帳に必要な事項を記載するものであります、変更後は、そのほかに全国の高速道路会社が共同で設置するオンライン申請窓口での申請手続も可能となるものであります。

3の今後の手続であります、事業変更に係る同意について、議会の議決を経た後、道路管理者である知事が同意し、その後、宮崎県道路公社から国土交通大臣へ変更許可申請書を提出することとしております。

4の実施期日につきましては、国土交通大臣から変更許可通知後、宮崎県道路公社が別に定

める日から実施することとしておりました、令和4年度中の実施を予定しているところであります。

続きまして、委員会資料の32ページをお開きください。

報告第1号であります。

これは、国道327号佐土の谷工区で施工する(仮称)佐土の谷3号橋上部工工事に係る工事請負契約の変更に係る専決処分についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、東臼杵郡椎葉村大字松尾で実施している道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費は約124億円であります。

次に、2の工事概要であります。

次のページの33ページの下のほうを御覧ください。

佐土の谷3号橋につきましては、橋長が124メートルのコンクリート橋であります。

前のページに戻っていただき、32ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が5億4,439万8,023円、変更契約の金額が5億3,599万245円、840万7,778円の減額であります。

契約の相手方は、オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日から令和4年10月31日までであります。

専決年月日は、令和4年10月19日であります。

4の変更理由であります。

令和4年9月の台風第14号により施工現場の前後の道路が被災し、工事の継続が困難となったことによる請負金額の変更を行うものであり

ます。

その状況について御説明いたします。

33ページの上のほうを御覧ください。

国道327号の被災状況でございます。青色で示しているのが佐土の谷3号橋の工事箇所であります。赤色で示している左の椎葉側と右の諸塚側の2か所で道路が被災し、工事に必要な建設機械を搬入することができない状況となりました。このため、橋梁の舗装などが施工できず、また、国道の復旧もめどが立っていなかったことから、工事打切りを内容とする減額の変更契約を締結する必要が生じたところであります。

なお、本件は、本来であれば県議会の議決をいただいた後に行うべき案件でございますが、契約期間の終期であります10月31日までに締結する必要がありましたことから、やむを得ず、11月県議会前の10月19日に専決処分をさせていただいたものであります。

○東道路保全課長 道路保全課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料(議案第23号)の233ページをお開きください。

当課の補正予算額は、37億6,629万3,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は205億934万1,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

235ページをお開きください。

一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。

これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検・補修などを行う事業でありまして、国の補正予算に伴い、37億6,200万円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容といたしましては、市街地部の

電線地中化や昨年の千葉県での事故を受けて実施しました、学校・警察等との通学路合同点検に基づく歩道整備などの交通安全対策、また、道路施設の老朽化対策としまして、国道218号干支大橋の補修工事などを予定しております。

○山浦河川課長 お手元の歳出予算説明資料の237ページをお開きください。

当課の補正予算額は、49億2,674万8,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は377億1,711万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

239ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)ダム施設整備事業費であります。

これは、国の補助を受けてダム管理施設の更新などを行う事業で、国の補正予算により8億8,700万円の増額であります。

主な事業内容としましては、西都市にある長谷ダムの警報局更新工事や、美郷町にある渡川ダムの放流操作装置更新工事などを予定しております。

次に、240ページをお開きください。

一番下の(事項)公共河川事業費であります。

この事項も、国の補助を受けて、洪水による浸水被害を軽減するための河川改修などを行う事業で、国の補正予算により40億3,800万円の増額であります。

主な事業内容としましては、激甚化する風水害への対応として、一ツ瀬川の河道掘削や堤防補強などを予定しております。

○行田砂防課長 お手元の歳出予算説明資料の241ページをお開きください。

当課の補正予算額は、46億3,108万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は109億4,396万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

243ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。

これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地滑りのおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。国の補正予算による27億5,650万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、椎葉村の鹿野遊谷川において、山腹のり面工などを予定しております。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。

これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工などの整備を行う事業であります。国の補正予算による18億7,450万円の増額であります。

244ページをお開きください。

主な事業の内容といたしましては、日南市の永道浜一4地区におきまして、重力式擁壁工などを予定しております。

○松山港湾課長 お手元の歳出予算説明資料の245ページを開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で7億9,279万8,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が84億5,012万4,000円となり、港湾整備事業特別会計12億2,478万4,000円と合わせまして、当課の合計は、96億7,490万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

247ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、港湾区域内の公共海岸保全整備に要する経費で、国の補正予算により5,000万円の増

額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、津波対策として外浦港海岸において防波堤改良を予定しております。

次に、248ページをお開きください。

一番上の(事項)公共港湾建設事業費であります。

これは、港湾の防波堤や岸壁などの整備に要する経費で、国の補正予算により7億4,100万円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、港湾機能強化として、油津港の防波堤延伸などを予定しております。

○黒木都市計画課長 お手元の歳出予算説明資料の249ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億8,830万7,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は34億2,365万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

251ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共街路事業費であります。

これは、都市部における街路の整備を行う経費でありまして、国の補正予算に伴い5,250万円の増額補正を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、中村木崎線本郷工区におきまして道路改良工事などを予定しております。

次に、下から2段目、(事項)公共都市公園事業費であります。

これは、都市公園施設の整備を行う経費でありまして、国の補正予算に伴い2億3,500万円の増額補正を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、ひなた宮崎

県総合運動公園にあります、ひなたサンマリンスタージアム宮崎の客席改修などを予定しております。

○巢山建築住宅課長 委員会資料の20ページをお開きください。

議案第11号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

県営出来島団地1号棟建設主体工事の請負契約の締結についてであります。

1の事業概要ですが、県営出来島団地は、宮崎市の小戸之橋の北東側にある住宅地の一角に位置しており、団地の敷地面積は2,155.83平方メートル、事業計画としましては、1棟27戸の建設を予定しております。

21ページを御覧ください。

建物の配置は、配置図のとおり敷地中央に計画しており、北側と南側に駐車場を配置する計画としております。

住戸の計画は、間取り図に記載の3タイプとしており、1DK6戸、2LDK18戸、3LDK3戸としております。

20ページに戻っていただきまして、全体事業費は約7億3,000万円となっております。

次に、2の工事概要であります。構造は鉄筋コンクリート造7階建て、延べ面積1,985.26平方メートルの共同住宅を建設することとしております。

3の工事請負契約の概要ですが、契約の金額は4億7,848万6,800円、契約の相手方は株式会社志多組、工期は令和5年12月1日までであります。

次に、28ページをお開きください。

議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

これは、公の施設の令和5年度からの指定管

理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の施設の概要であります。

指定管理の対象となる施設は、資料に記載の8土木事務所管内の県営住宅81団地6,642戸であります。

2の次期指定管理候補者につきましては、現指定管理者である一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会であります。

3の指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

次に、4の選定概要であります。

(1)の公募の状況につきましては、募集期間は令和4年7月4日から9月5日までの約2か月間であり、申請者は一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会1者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、①の審査の流れに記載しておりますとおり、まず、書類審査として、当課において申請書類に基づく資格審査を実施し、次に、外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施しました。

最後に、県職員で構成する指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と、当課において評価した結果を照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認した後、県において指定管理候補者を選定したところであります。

29ページを御覧ください。

選定委員会の委員は、②の表、選定会議のメンバーは、③の表に記載のとおりであります。

④の選定基準・審査項目・配点につきましては、「住民の平等な利用が確保されること」、「県

営住宅の効用を最大限に発揮する事業計画」であることなど5項目の基準を設定し、それぞれの基準について審査項目と配点を定めております。

30ページをお願いいたします。

(3)の審査結果及び選定理由につきましては、①の指定管理候補者選定委員会における審査結果が500点中377点であり、②の指定管理候補者選定会議における確認結果が100点中70点でありました。

③の選定理由としましては、選定委員会及び選定会議における評価が最低基準点である6割を満たしており、事業計画や実績等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められるためであります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、指定管理候補者からの提案額が5年間の合計で10億円となっており、県が示した基準価格10億333万円に対して333万円下回っております。

(2)の収支計画は、各年度の収支内容を示しております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、指定管理者による独自の提案として、各種手続に係る窓口の開設時間について、県が指定管理者募集の際に設定した基準時間からさらに延長して対応を行うほか、窓口開設時間外の緊急連絡先を記載したマグネットステッカーの全戸配布、収入申告手続の手助けを行う収入申告出前相談会の実施、入居者向けの冊子「維持管理のすすめ」の作成、県営住宅に係る各種手続や留意事項を掲載した壁新聞の発行等に取り組むこととしております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○山内副委員長 委員会資料20ページの出来島団地の県営住宅の工事請負契約に関してなんですけれども、この建設予定地は津波の浸水区域に入っていると思うんですが、建てる場所を選定される際などはそういったことを御検討されているのか、もしくはそういった対策なども考えた上でのこの建設場所の決定なのかといったことを確認させてください。

○巢山建築住宅課長 出来島団地は、津波浸水想定区域内の1メートルから2メートルの範囲、それから、洪水浸水想定区域内は0.5メートルから3メートルの区域に指定されております。

この団地は、現在建っているところに建て替えることとしておりますけれども、そういった状況を考慮して、1階部分には住戸を設けずに駐輪場と倉庫を計画することとしております。

○山下委員 委員会資料28ページからの指定管理者のことなんですけれども、500点満点で377点、300点を超しているからいいんだということですが、午前中もこんなのがあったんですが、こういう評価点数というのはどこもこんなに低いんですか。

500点満点で377点といたら、普通の入試とか試験とかだったら合格はなかなか難しい点数じゃないかなと思うんですけれども。

○巢山建築住宅課長 指定管理者の状況を見ますと、大体6割を超えているような状況となっております。

○山下委員 いや、通常ですよ——6割を超えているような状況と言われるけれども、半分ちょっと超えるぐらいの点数でいいのかなと、私はちょっと疑問を持つのですが、こういう審査というのは通常こんなレベルなのでしょうか。

○巢山建築住宅課長 この選定基準につきまし

ては、評価基準が5段階評価ということで、真ん中の3点が普通ということで、それを超えているという意味で適切だという判断をしているところでございます。

○山下委員 これは全国的に見ても、こういう形でよろしいということになっているんですか。

○巢山建築住宅課長 大体6割というのが標準となっているようです。

○山下委員 それともう一つ、別ですけれども、先ほど副委員長が質問されましたが、この住宅は1DK、2LDK、3LDKとあるわけですが、入居基準、所得が幾らとか、家賃がどうだとかいうのは、どんな形になっているのでしょうか。

○巢山建築住宅課長 入居基準につきましても県の条例で決まっているんですけれども、例えば一般的には同居要件、家族で入ることとか、あとは収入基準というのも公営住宅法の中で定められておまして、ある程度低額の所得で住宅に困窮していると認められる方、そういった方々が入居できるような制度となっております。

ただ、単身についても、現在は結構緩和できるような規定を設けております。

家賃につきましては、結構複雑な計算と申しますか、一言では説明しづらいんですけれども、まず収入があって、そのほかに立地係数という市町村の立地の偏差に応じた値、それから規模係数という入る住戸の床面積、それから経過年数係数、それから利便性係数、それらを掛け合わせて最終的に決定するというような仕組みとなっております。

○山下委員 ちなみに、3LDKの家賃はどれくらいになるの。

○巢山建築住宅課長 収入分位というのがあるんですけれども、一番下の収入分位の方が入ら

れた場合に3万6,200円という金額になりまして、今まで住まれていた方は、それが5年間の傾斜家賃ということで段階的に引き上げていくというような措置が取られております。

○来住委員 ちょっと関連ですけれども、いわゆる県の公共住宅に入居する条件として、宮崎県の場合は連帯保証人を立てることが条件になっていますか。

○巢山建築住宅課長 条例の規定では一応連帯保証人を立てるようにはなっているんですが、連帯保証人の免除規定というのもございまして、例えば、独り親世帯とか高齢世帯とか、そういった方々については免除できるとなっております。

○来住委員 全国ではもう取らない方向へ大分進んでいっていると思うんですね。例えばよそから帰ってきて、宮崎県に住むことになったと。高いアパートに住んでいるから、今度は安価な公営住宅に入りたいと、そのときに連帯保証人が2人とか1人必要となりますと、現実には、なかなか連帯保証人を探せないという人たちが出てくるわけですね、知り合いがいないということがあつたりしますので。

ですから、やっぱりそこはまさに住宅に困窮している人が入るわけですから、住宅に困窮している人はやっぱり知り合いも少なかつたりするし、そういう点ではそこはもっと広げていかないと——本当、都城市の市営住宅なんかは、連帯保証は1人は県外でもいいと、しかし1人は都城市民でなくちゃいかんとか、いろいろ条件をつけるんですよ。

そうすると、もう入れなくなるわけですね。そういう意味では、もう少しそこはお考えになったほうがいいんじゃないかなと、これは要望ですけれども、お願いしておきたいなと思います。

○巢山建築住宅課長 県営住宅につきましては、

現在、連帯保証人は1名でいいという取扱いにしております。

また、先ほど申し上げた独り親世帯とか高齢世帯だけではなく、その他所長が認める世帯というのも保証人を免除できるという規定がございまして、できるだけ弾力的な運用をやりたいと思います。

○来住委員 ちなみに僕は、市議会議員時代に保証人になって、何十万円か払ったんですよ。市の建築課に、本人は日本にいるはずだから探して回収してくれよって言うんだけど、結局、連帯保証人にかかってきまして、連帯保証のサインをした以上は保証しなきゃいかんですから、もうとにかく納めたんです。それは別に問題ないんですけども、やっぱりそこは本当に考えてあげたほうがいいなと思いました。

○坂口委員 今の保証人の件は、全国の都道府県、市町村共通の悩みかなって思うんですね。

現実のものとして、連帯保証人に借主以上の所得が保証されていて、将来に対しての所得も見通せる、保証というのはそういうものだと思うんですよ。そんな悩みをいろいろ考えると、やっぱり幾らかその保証のための負担を借主が負担してでも、公的な保証制度で保証していくというのがないとなかなか難しいんじゃないかなと。

これから先なおさらそういった人間関係の絆とか、そういうものが希薄化していく中では難しいんじゃないかなって思うんですね。

だから、公的な保証制度というのを県単独じゃなくて全国で検討する余地はあるんじゃないかなって思うんですね。

これは、要望でも何でもありませんけれども、今考えついたことを申し上げていいですかね。

さっきの商工観光労働部でも出たんですけども、指定管理者の件です。

実績を問われてそれが評価点に入るとなると、もう単独になっていって独占市場になる可能性が随分高いし、そういう例が多いと思うんです。

それから、特殊なものを持った者が評価される、県立芸術劇場なんかはその最たるものですがけれども、億という指定管理料ですね、それも競争相手がなくなる。

そうすると、今回5年間で10億円なら10億円、基準額には333万円がくっついてたけれども、それを外して10億円でぴったり入るわけですよ。そこらの価格の競争性。今度は300点以上、それから60点以上あればいいですよとなると、360点あるいは361点ってなっても、想定したときの10億円が仮に500点、100点のときのコストとか、そういった質に対しての価格というものが決まっているんだとしたら、その点数の差というものにはやっぱり何らかの工夫を凝らさないと、単独になったら基準価格ぎりぎりです。普通の工事契約なんかの競争入札では考えられない手法です。

今度は、配点30点の審査項目の幾つかに実績の評価とかいうのがありますよね。すると、初めて挑戦する団体はもうそこで明らかにその部分はゼロ点。一番上の配点10点の審査項目には、どういうことをやってきましたかとか、お客さんに対しての満足度確保というのがあるんです。

しかし、今回の指定管理者になって、その宮崎県宅地建物取引業協会に対して借主が雨が漏るとか、どうだこうだとか、何か不都合を言うけれども、いや、うちは管理しているだけだから、それはうちではできませんって、ぱっと入り口で蹴っているんですよ。県が直接やっているときは、恐らく営繕課なり建築住宅課なりに行って、そこで何らかの対応あるいは返事をもらおうと思うんです。だから本当は事前の実績が

あるところは、マイナス点がここに加わらなきゃ駄目だと思うんですね。顧客の満足度という、相手方からの評価というものがここに入らないと。

でないと、経験を積み積むほど有利な審査対象になって、ずっと独占的な市場になっていく可能性がある。そうすると価格の競争原理が働かなくなくなって、300点、60点でも基準価格満額でいけるって、これは可能性ですよ。ここがそういうことをやるという、そこに一つの工夫があるかなって思うんですね。

だから、県内で見たときに、応募者がやっぱり独占になっちゃうな、なかなか競争はないよなというようなときには、何らかの価格競争がそこに入ってくるような仕組みが必要じゃないかなって気がするんですけど、ここらはどうですか、物すごく難しいことだと思うんですよ。だけれども、何か知恵がないかなと思うんです。

○巢山建築住宅課長 大変難しい問題だと思っております。やはり指定管理者を選定するに当たっては、県民サービスの向上というのもある程度考慮しないといけないし、本当に適正な価格で受けているのかということころは、非常にやっぱりバランスが難しいんだろうと思います。

今後の課題として、そこ辺をしっかりと検討していきたいと思っております。

○坂口委員 本当にすごく難しいと思うんです。特に、利用者サービスの向上なんていうのは、利用された側に意見を聞かないと、提案されるだけでは、やったやらないの証明もできないし、やった結果、ますます苦情が出るようになれば、これはマイナスとして評価すべきだし。

だから、これを審査項目にするからには、必ず利用者サイドの意見聴取が事前になさないと、この選定委員の人たちも何を根拠に評

価したのか分かんないけれども、適当じゃいかんと思うんですね。そこらの工夫がまだ必要かなっていう気がします。難しいというのは分かっているんですよ。でも審査項目である以上は、やっぱり何らかの裏打ちがないと。

○巢山建築住宅課長 今回の指定管理者の選定に当たっては、なるべく提案内容で審査するように、実績は評価しないような形で審査項目を設けておりますけれども、今、委員がおっしゃられたように、提案した内容がきちんとできているのか、今後モニタリングをしっかりとやっていきたいと思います。

○坂口委員 そこが肝心なところだと思うんです。物すごくおいしいそうな餅を絵に描いて、その絵の評価をされたのでは——食べた人の印象も聞いて、提案した以上はやっとなきゃ駄目だよとならないと、言いつ放し、書きつ放しということに対しての紙面評価ではまた問題なので、そういうことはむしろ僕らが指摘する前に、この選定委員って言われている人たちがそこは気づいて、しっかり評価していかないと、この人らもまた無責任ですよって思います。そこはやっぱり厳しく求めておいてほしいです。

○西村委員長 要望でよろしいですか。

○坂口委員 もう返事のしようがないものですね。でも普通の商行為では大切なおところだと思います。

○二見委員 5年に1回の指定管理なので現状をお聞きしておきたいと思ったんですけども、今回、県営住宅が各土木事務所管内に81団地6,642戸あるというので、それぞれの土木事務所管内にある団地数と戸数並びにその入居率がどうなっているのかを教えてくださいませんか。

○巢山建築住宅課長 まず、宮崎土木事務所管内ですけれども、団地数が29団地、管理戸数

が4,347戸、入居率が81.81%。次に日南土木事務所管内が9団地、400戸、90.39%です。次に串間土木事務所管内が4団地、99戸、77.5%です。次に都城土木事務所管内が15団地、857戸、73.94%。次に小林土木管内が9団地、313戸、89%。次に高岡土木事務所管内が3団地、162戸、72.55%。次に西都土木事務所管内が2団地、138戸、70.29%。最後に高鍋土木事務所管内ですが、10団地、326戸、76.53%です。

○二見委員 宮崎市にかなり集中しているということと、それぞれの団地において入居率が7割から9割ぐらいまで結構ばらつきがあるということで、その県営住宅の築年数とかも関係したりすると思うんですが、住民の利便性の確保とか、いろいろ審査項目があるわけなので、担当課として、ここ辺に対する課題意識を持って、それに対する指定管理者としての解決手法とか、そこ辺については検討していかなければならない案件だと思います。

また、宮崎土木事務所管内にこれだけ集中していますが、県内全域を一つにまとめて管理してくださいといっても、正直、現実的に、どこでもできるような規模じゃないですよ。

しかし、西都・高鍋だったりとか、宮崎・高岡とか、都城、小林、日南・串間とかは、ある程度まとめることはできるだろうし、それぞれの地域において、受皿になり得るところはあるんじゃないのかなと思うんですよ。

だから、ここら辺の地域の課題とかも加味した上で、この指定管理者の募集の出し方とか、在り方というのは考えていかなければならないんじゃないかという感じもします。そこ辺については、まずこの県土整備部でしっかり議論した上で、どうあるべきかの答えを持ってもらわないといけないんだろうなと感じたところでし

た。これは僕の個人的な意見です。

逆に、そういったところの改善策とかを向こうの提案理由の中とかではっきり反映しているところとかがあるんだったら、ぜひこういうところでお示しいただきたいなと思います。

○巢山建築住宅課長 空き家、空き住戸がなるべく出ないようにという取組はしております。例えば、設備関係でまだお風呂だけしかお湯が出ないところもありますので、そういったところを三点給湯に変えていくとか、あと募集については、定期的に年数回の空き家募集はしているんですけども、それ以外にも随時募集という形で、1回募集して入らなかったところは先着順に入れるとか、そういうことはやってきております。

ただ、退去されると、まず修繕してから募集ということになるんですけども、その修繕もなかなか追いつかないという状況もありまして、空き家をすぐに改修するというのは難しいんですけども、長期的な視点でなるべく空き家が減るよう、例えば耐用年数が来たときに、その団地を別の団地と集約するとか、そういったことを今後検討していきたいと考えております。

○二見委員 1点確認ですけれども、県の各庁舎とかの管理においては、それぞれ計画をつくっていると思うんですが、県の所有建築物ということですから、この団地にもそれぞれそういう計画を作成されているんですよね。

○巢山建築住宅課長 県営住宅についても、長寿命化計画というのがありますし、個別の施設計画というのも立てております。

○二見委員 そこら辺までしっかり持っていらっしゃるんだったら、それぞれの個別の対応です。二次募集をかけても来ないところは来ない——いや、「うん」じゃなくて——だったらこ

こはどういうふうにしていくんだとか、まず県でしっかり認識してやっていかないといけないことです。

今のこの指定管理の在り方は、指定管理の在り方としての出し方とかくり方とかは、また別問題になってくると思うんです。この問題はそこ辺をちゃんと考えていかないとなかなかじゃないのかなと。

○西田県土整備部長 二見委員の御指摘、しっかりと受け止めたいと思います。県営住宅は、政策空き家——建て替えのために住まなくなったもの——を除きまして18%程度空き家があります。これは大きな政策課題として認識しておりますので、通常の方々の入居の増進も当然ながら、今議会でも答弁しましたように、多様な、弾力的な運用というのとも考え、公営住宅も入居率という商いの視点に立って考えていかなければならないということで、今後しっかりと検討していくということで、部内において意思統一を図っているところであります。

また、公営住宅の指定管理に関しましても、議案のとおりお願いしているところですが、点数の問題、評価の問題、そして排他的といえますか、実質的には一者独占的になっているわけですから、そのエリア等々も含めて、この指定管理者の指定に関しましても、しっかりと商いの視点を持って検討してまいりたいと、部内で意思統一を図っております。

○山内副委員長 県営住宅のお話が続いたので、私もお願いになるんですけども、空き家率が18%の一方で、入りたくてもなかなか入れないという御相談をいただいています。

例えば、車椅子に乗っていらっしゃる方が、バリアフリーとか、エレベーターつきじゃないと難しいというお話をされます。エレベーター

つきの県営住宅はあるんだけど、それが車椅子利用者の方なのか健常者なのかということ、で特別枠が設けられていたりされるのかなという点が——先日、車椅子の世帯向けの県営住宅の戸数が確保されているかどうかを伺ったときに、そんなに数がなかったように思うんですけども、高齢化も進んでいって、所得が低い方、高齢者の方がどんどん増えているので、そういう時代の状況とか、今後、県営住宅に住む方はどういう方々が増えていくのか、希望者が増えていくのかといったところも加味していただいた上で、県営住宅の整備計画とか、運営計画、入居条件というものも時代に応じて何か変化させていっていただきたいなと思っております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○東道路保全課長 委員会資料の34ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が5件であります。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上に落ちていた石に乗り上げ、タイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

2番目の枝落下事故につきましては、車道上

空から落下した枝により、フロントガラスやボンネットなどを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の倒木事故につきましては、車道に倒れてきた樹木によりフロントガラスやドアミラーなどを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

4番目のわだち掘れ事故につきましては、車道に生じていたわだちによる段差により車両底部をこすり、マフラー等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

5番目の倒木事故につきましては、車道に倒れてきた樹木により、フロントガラスやボンネット等を損傷したものであります。これも同じく、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は179万4,120円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございませんか。

私から1点確認なんですけれども、これは昨年12月から今年の6月までの発生日、発生場所が載ってしまっていて、専決年月日が10月24日ということで全部一緒です。しょっちゅう専決というか、こういう俎上に上げて会議をすること

はできないと思うんですけれども、中には修理に何十万円というお金がかかって、いろいろなものの支払いに困る方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、この専決の在り方について教えていただきたいと思います。

○東道路保全課長 損害賠償額が300万円未満につきましては、専決事項となっております。

今、委員長がおっしゃったように、金額がかなり大きいと、やっぱり早めの請求といったところもございますけれども、そういった方々は、自らいろんな必要書類を早めにそろえられて、提出して、損害賠償を受けられております。

今回、令和3年12月の案件もございます。額的には15万円ですけれども、必要書類の収集ですとか提出が遅れたところ、また請求書等の遅れもあって——平均的には事故発生後6か月ぐらいの期間で処理しているところがございます。

○西村委員長 では、この令和3年12月の方の専決が遅れたのは、あくまで相手方の必要書類とかの提出書類が遅れ遅れで1年ぐらいかかってしまったという考え方でよろしいんですか。

○東道路保全課長 そうですね。9月議会終了後に専決処分を行った案件が5件ということがございます。

○西村委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○巢山建築住宅課長 委員会資料の35ページをお開きください。

建築基準法に基づく中間検査について御説明いたします。

1の概要ですが、建築基準法では、建築物の安全性の確保を目的として、中間検査制度が設けられており、対象建築物や検査の時期は、法律で定めるもののほか、特定行政庁が地域の実情を勘案して指定を行うことができることとなっております。

全国的に不適切な工事監理による違反建築が問題となっていることから、本県においても、中間検査の対象建築物等を追加で指定することとするものであります。

次に、2の現在の中間検査の対象ですが、法律により、階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程が対象となっており、中間検査に合格した後でなければ、コンクリート打設など鉄筋が隠れて見えなくなるような工程に進むことができないとされております。

3の指定する中間検査の対象であります、(1)の対象区域は、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域を除く宮崎県全域であります。今申し上げた4つの市は、それぞれの市が確認・検査業務を行うため、除外しております。

(2)の対象建築物は、①長屋又は共同住宅で階数が2以上のもの及び②鉄筋コンクリート組積造としておりますが、このうち仮設建築物等については除外しております。

(3)の特定工程は、構造耐力上主要な部分の施工段階で、表に記載のとおり、構造種別ごとに指定することとしております。

4の施行スケジュールであります。

令和5年3月に告示を行い、令和5年10月の施行を予定しております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

その他報告事項についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、何もないようですので、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時28分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部に来ていただいております。

では、先ほどの議案に係る追加資料の説明をお願いします。

○那須スポーツランド推進室長 午前中の常任委員会資料で十分な御説明、整理ができてない状況で、誠に御迷惑をおかけいたしました。

追加資料に基づきまして、御指摘いただいた点も含めて御説明させていただきます。

お手元の資料、宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理候補者についてを御覧ください。

まず、1の公募の経緯ですけれども、本センターの指定管理候補者の公募につきましては、7月7日から9月8日まで実施いたしております。公募に当たりましては、複数団体による共同申請も可能としておりまして、その旨、募集要領にも記載いたしております。

7月22日に現地説明を実施しており、指定管理候補者の3社を含む11社が参加しております。

最終的に、申請者はシーホース宮崎をグループ名とする株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアドの3社の共同申請のみでありました。

なお、公の施設の指定管理の共同申請につきましては、本議会での議案第16号、新宮崎体育館の指定管理者の指定においてもなされております。

これまでも、県総合運動公園ですとか、サンビーチツ葉などの県の公の施設においても、複数団体による指定管理者としての管理運営が採用されている事例もあるところであります。

2の協定書の締結のポイントであります。

指定管理候補者が、議会で議決されまして指定管理者となった場合、県総務部行政改革推進室で定める協定書の標準例を参考に協定書を作成し、協定書を締結することとなります。

締結のポイントとしましては、まず、(1)の協定書の締結者であります。県と株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアドの3社との締結であり、3社連名での締結になります。

また、米印がありますけれども、シーホース宮崎は、あくまで3社グループの総称ということでありまして、他の複数団体による指定管理者との協定のケースにおいても用いられているところであります。

(2)の責任の所在ですけれども、3社連名での締結の場合には、3社が負担する一切の債務の履行に関して連帯して責任を負う旨、協定書の中に明記することといたしております。

○西村委員長 説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○坂口委員 連帯保証というのは、やっぱりこうなるとそれしかないかなと。

もう1つ心配なのが、さっきもちょっと言ったんですけれども、3つの企業を1つのグループとして評価したから、芝の管理については馬原造園建設がすると思うんです。そして、施設

管理とか宿泊も含めたものについては主にフェニックスリゾートが提案していると思うんです。それから、そういったことをどう周知するんだとか、いかにお客さんを有利に取ってくるかなと、MR Tアドあたりがやっぱりかなりノウハウを持っている。それで、その総合点数で合格したんだと思うんです。

ここから、馬原造園建設がぼっと抜けてしまったら、施設の良好な維持管理というものに対してかなり大きなダメージがあると思うんです。

だから、3社の中のどこかが抜けてしまっても、残りの会社で保証するんだというのは1つはあるんですけれども、抜けちゃだめなんだというのやっておかないと、あなた提案したんですよ、だけれどもそれが履行されないとなると、当初の点数自体がついていないですよということになる。

それでも避けられないときには、契約解除、再契約というものが、やっぱりここに1つ入ってこないと、相手にそこまで認識させておかないと、そこでまた難しくなると思うんです。

だから、3社から1社でも抜けたら成り立つか成り立たないかという評価をもう1回していただいて、成り立たないとなれば、それがどこどこに当たるから、こういった理由で契約解除もあり得ますというのを了解させておかないと、またちょっとややこしくなるという気がします。

そこらをとにかく十分に、どこにも落ち度がないというか、そういった契約での担保を取られたほうがいいのかなと思うんです。

僕はもう、指定管理というのをずっと見てきて、ある意味、弱点が出てきたというか、それが仮に、さっきのような競争性とかで限界を迎えたとすれば、やっぱり、これからの働き方改革の中では、民にできるものは積極的に民に委

託していくという、そういった大きな流れの中にあると思うんです。

だから、民にできるものは民にという、せっかく出てきたこういう新たな公の仕事の在り方というんでしょうか。あるいは、民ではやらないというのは、その流れは保っていかなければならないから、ぜひ、ここで一旦、今までを総括しながら問題点を解決できるように全体で知恵を出してほしいです。これは、お願いとして申し上げます。

○横山商工観光労働部長 ありがとうございます。県土整備部でありますとか、たくさん事例を持っているところにも、いろいろ知恵をいただきながらというのもございますし、私どもも勉強しながら、しっかり担保すべきところはしっかり担保していくということで、今後の協定書、契約書等の締結に向けて詰めを行っていきたいと思っております。

○来住委員 その公募に当たっては、複数団体による共同申請も可としているということですね。具体的な根拠は何があるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 募集要領という形で、対外的にはお示ししています。

○来住委員 今日じゃなくてもいいですから、その募集要領を見せてください。

それから、シーホース宮崎というのは、あくまでも3社のグループの総称だということですね。具体的に、県から指定を受けて事業をしていきますが、それはどこですることになるんですか。誰がお金を預かって、どこが責任をもってやるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 今から協定書を作成することになりますけれども、総務部の標準例とかを鑑みますと、指定管理料の請求でありますとか受領でありますとか、そういった

ところについては代表構成員で行う形になっております。

ただ、中身の詳細については、今後、構成団体3社ありますので、そういったところと詰めていきたいと考えております。

○来住委員 じっくりこないものですか、つまり、具体的にこの施設の管理をする3社のどこかに事務所を構えるんですか。それとも、そういう事務所みたいなものはないわけですか。

例えば、フェニックスリゾートにその事務所を構えるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 代表構成員のところが主となります。

○来住委員 そうしたら、馬原造園建設ですね。間違いありません。そこに事務所を構えるんですね。

○那須スポーツランド推進室長 ヒアリングのときにそのように聞いております。

○来住委員 もう1つ。ちょっとこれと離れますけれども、受付業務はこの3社でやることになりますね。そうすると、どこが受ける、どこでやる。今、室長がおっしゃった馬原造園建設に構える事務所で、4月、5月の受付、その後の受付もずっとやるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 4月1日以降については、もちろん指定管理者のほうで行うこととなりますけれども、その前の段階で、2月以降に4月以降の特に早い時期の予約受付を行っていくので、それに間に合うよう指定管理者に委託する予定です。

受付業務をどちらで行うのかについては、今、予算を計上させていただいている状況でありますので、まだ具体的には協議していないところです。今後、詰めてまいりたいと思います。

○来住委員 もう一遍、確認しますけれども、

馬原造園建設株式会社が、この3社の代表であることは分かりました。ここに事務所を構えるんですね。

県が願う指定管理料などの業務はその事務所で行う——まさか、道路でやるわけじゃないでしょう。事務所を構えないわけにいかんでしょう。

○那須スポーツランド推進室長 例えば、指定管理者としての業務にも様々あると思うんですけれども、そういった中で、要は今回の屋外トレーニングセンターの中で、やはり現場の管理的なものやっつけていかないといけない部分というのも当然あると思います。

もしくは、センター内ではなくて、それぞれの構成団体の中で行われるといったようなこともあると思います。

ただ、あくまでこの3団体の代表構成員の事務所が主となるという趣旨であります。

○来住委員 そうすると、トレーニングセンターの施設の一部に事務所があるわけですね。

○那須スポーツランド推進室長 管理運営をする管理事務所は設けます。

○来住委員 それから、地方公共団体が民地に今回のようなサッカーやラグビーなどを中心とした施設を造っている、全国に何か類似施設みたいなものがあるものですか。それは聞いていませんか。

○那須スポーツランド推進室長 すみません、全国の状況は把握しておりません。

○来住委員 つかんでいない。了解です。

○坂口委員 常識的に、運営が始まったら事務所はやっぱり施設の中じゃないと。うちの近くのゴルフ場も中に事務所があって、苦情処理とかはその場で対応されています。

やっぱり、そこはもう1回しっかり確認され

て、県の指導としてもそれをやらせてほしいです。どこか遠くにありますじゃあ、それはいかんと思うんです。

ましてや、3社の中からそこが抜けることになったら、頭脳部分までなくなってしまうので、リスクが大きいです。

また、くどくなってしまうますが、先ほどの審査表なんですけれども、事業計画を着実に実施するための云々という審査項目の中に、継続的に安定した運営が可能な財政的基盤というのがあります。これは、例えばこういったタイプの運営体になったときは、満点以外はだめだと思いうんです。

そこで6割を取っているということは、4割はリスクがありますということになるけれども、そんな法人格も持たないグループの場合は、財政的な基盤は100%大丈夫だという見通しが無い限り——100点満点以外はだめですという評価をしないと、これを全部合わせたときの35点のうち60%あればいいですなんてなったら、極端に言ったら、ここが30%ぐらいしか信用がなくても、構成員全体で動かせば合格ということになるけれども、1つの企業じゃないわけですから、これは財政的基盤はしっかりちゃんとやる。そうならば、残りの2社が全体の責任を負いますというのが1つ。

本当にくどくなるんですけども、審査表の1番目の項目の体制の確保。ここはそれぞれ3社が、うちはこの社員がいる、ここはこの社員がいる、だから3社で組んだら十人力ですという評価になっていると思うんです。だから、最後までその人間はそこに張りつけさせないと、それが抜けた時点でもう終わりです。評価したことが履行できなくなったという解釈。

だから、これはやっぱり契約解除も含めて、

それから、最終的に継続的、安定的な財政基盤があるか。これが1点でも欠けたら、やっぱり契約をもう1回、慎重にやらないと、後で反省しようとしてもできない。間違いだったということになる。

これは、かなり問題を含んでいるような気がするけれども、そこを慎重に、とにかく保全策を取ってほしいということです。

やっぱり相手方はグループだけれども、審査はそれを1つのものとして評価したんですとか、代表のところに事務所を置くんですとか、これはちょっとおかしいような気がします。来住委員が言われるように、これは常識的に考えても現場に管理事務所がないとおかしいです。対応できません。

県の見積りには、そういうものが経費として計上されているはずですが。それが計上されていなかったら、県の積算がおかしいということになります。そこは、やっぱりしっかりしてほしいです。

○那須スポーツランド推進室長 御指摘のありましたとおり、管理する部屋はしっかり整備しておりますので、そちらにしっかりと人を配置して管理していただくことも当然考えておりますし、今回の指定管理候補者にもヒアリングで確認しているところであります。

また、先ほどの、今後、継続して運用していく在り方でありますとか財政の安定基盤的などころも含めて、こういった形で協定書等で担保できるか、しっかり約束できるかについて、また検討してまいりたいと考えております。

○山下委員 関連でもう1つ、念を押しておきたいんだけれども、指定管理料を支払うわけですが、この3社がどういう割合で仕事をするのかは、県としては分からないわけでしょう。3

社の代表と契約して、どこの口座にこのお金が入るのか知らないけれども、そういうものの動きもお任せするしかないわけです。ここに振り込んでくださいとなったら、そこに振り込む。単年度ではなく、3年なら3年、5年なら5年の契約をするわけですが、その間、県側には、3社の中でお金がどう流れるのか全然見えないわけじゃないですか。

法人なら、どこどこ法人に金を払うわけですから分かります。だけれども、今回のこの契約の場合は、そこあたりが将来的に管理するのに非常に見えにくいんじゃないかなと思って私は心配するんです。こういうことで議論が始まったわけですから、そこあたりが分かるように説明してくれないと。

やっぱり私たちは、もし県民から聞かれたときにこうなんですという説明をしなければいけないわけですから、今の状況では全然説明し切らないです。だから、そこあたりはやっぱり、はっきりしないといかんと思います。

○横山商工観光労働部長 指定管理の業務に関しましては、例えば、国民宿舎も指定管理でやっておりますけれども、収支といいたし、決算でありますとか、そういう数字はいただくようにしております。同様の形がとれるのではないかと考えておりますので、そういった形で、しっかり確認ができるように対応してまいりたいと考えます。

○山下委員 だから、その収支報告書が——3社にお金が支払われるわけじゃなく、どこか代表の法人に支払われて、そこから残りの2社に分かれるわけでしょう。そのお金がどうなったという報告書は、なかなか分かりづらい。

結局、この会社も利益を出さないといけないわけですね。どれぐらいの利益を出して、例えば

人件費や設備費が幾ら要ったとか、そういうのが出てくると思うんですけども、それが非常に見づらいただろうと思います。このことは議論しても行き着くところがないから、しょうがないんですけども。

責任の所在、責任の取り方は分かりましたけれども、坂口委員が心配したように、どこか抜けたときにどうするのかという話です。

例えば、フェニックスリゾートが抜けるなら、そこと同等の者をちゃんと後に入れなさいよとか、そういう条項も入れておかないと。馬原造園建設も抜けた。それなら、どこか違うところを入れようかとなったときに、同格ぐらいの仕事のできる者を後にちゃんと入れてもらわないと運営できないわけじゃないですか。

だから、そこあたりの責任も契約の中で明確にしておかないとまずいかなと思います。

○横山商工観光労働部長 ありがとうございます。構成員に、もし変動があるようなことがありましたら、この指定管理の目的が達せられるのかどうかというところをしっかりと吟味しまして、基本的にはその契約を変更するという形になると思いますし、場合によっては一旦止めて、再公募をかけるといったことも考えないといけないということも想定した上で、契約書を詰めていかなきゃいけないと考えております。

○坂口委員 そのとおりだと思うんです。もう、できなくなったら契約解除というのは当然。

ただ、問題はさっき僕が言ったように、継続的に安定した運営が可能な財政的基盤です。これも審査対象で、同じように500点分の300点で、トータルの得点で合格になるというのはだめで、財政的に最後まで継続できるという見通しがなかったら不毛の投資になっちゃうんです。

だから、評価項目にこれが入るのはおかしく

て、最後までしっかりした運営ができる財政基盤があるというのは、参加条件です。だから、今後は指定管理の評価の在り方をそういったものにしていかないといけないというのと、やっぱり今後はグループはだめだよということです。契約までに法人を立ち上げるには時間的限界があるから無理かも分からないけれども、契約するからには少なくとも法人格を取って契約しますとか、何らかの工夫をしておかないと、やっぱりまずいんじゃないか。

本当、くどいですがけれども、財政的には100%大丈夫というものがないと、分からないけれども契約して、県費を出しておいて、そこで終わりになるとなれば、下手すりゃ不毛の投資ということになります。

それを見た上で、仕方がなかった、狂ったというのなら大丈夫だけれども、最初から4割ぐらいは危ないなというのでは、これ1円たりとも県費の投資はできないと思うんです。

○来住委員 予定どおりの利用者がなかったら当然利用料は少なくなります。そうなったときには、指定管理料が増えることになるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 基本的にはありません。利用料金については、利用料金の見込みという形でお示した中で、今回、手を挙げていただいておりますので、利用が進まないということをもって指定管理料が増えるといったようなことにはなりません。

○来住委員 例えば、利用料が年間1,000万円の予定だったが、利用者が少なくて半分の500万円しか利用料が入ってこなかった。その場合は、500万円を新たに県が負担するということはないんですか。

○那須スポーツランド推進室長 基本的にはありません。

○来住委員 ないんですね。分かりました。

○西村委員長 ほかはありませんか。

最後に私からいいですか。

この指定管理料について、指定管理候補者から提示されている提案額というのが、限りなくもう基準価格なんです。これ、普通の公共事業の入札だったら、99.8%ぐらいということで、努力が見られないというか、やっぱり1社応札になるとこういうことになってくるのかと。先ほどから指摘がある1つなんですけれども、本来なら、この3社で戦って、少しでも安くしたり、少しでもサービスを競争するというのが——やっぱり、みんなそこにどこか腑に落ちない部分があると思うんです。

今、県内に運動施設はたくさんあるじゃないですか。今までと違う特別なことというのは、民地を利用しているというところだと思うんですが、そこで逆によりコストがかかっては、せっかく指定管理である意味もないので、それこそこの基準価格の在り方というのも、しっかりと年々見なきゃいけないと思います。

これだけすごい芝があるんだとか、これだけ世界のトップチームが使えるような環境があるんだと自慢したところで、県民の税金をどんどん投入していつかは、何のためにやっているか分からないと僕は思うんです。

幾ら、日本代表のために宮崎県民が税金を使ってやっているといっても、そこはなかなか腑に落ちないところもありますし、利用料金だって、今、御指摘があったように820万円。820万円のために、宮崎県は5,000万円も繰り出してやっているような状況ですから、そこはやっぱりしっかり考えないと、何か私、スポーツランドという言葉が先走って——もちろん国スポもあります、障スポもありますけれども——それでどん

どん施設を造っていく。どんどん、スポーツという流れの中で施設を立派にしていく。じゃあ一方で、人口減少だ、利用者の減少だということに、あまり考えを取られていないような気がするんです。

だから、やっぱり造った以上は利用価値を高めて、それに多くの観光客なり利用者なりをつけないと、この820万円ぐらいの利用料金で満足してはとてつまらないので、この倍ぐらい稼げるぐらい、1年365日しかないからなかなか難しいかもしれませんが、何かしらの効果というものを outsake しないと。

フェニックスリゾートにとっては空き地を利用してもらった。これで税金なんかも免除されていくことを考えると、何か県民にとって税金を費やす以上、腑に落ちないところもあるんじゃないかなと思いますので、この基準価格と提案額との在り方というものを今後、しっかりと考えていっていただきたいと思います。

もちろん、年々の見直しとか指定管理との相談はあるとは思いますが、その辺もやっぱり厳しく見ていただくようお願いしたいと思います。

これは、ここだけではなくて、県有のスポーツ施設はほかにもたくさんありますから、ぜひお願いしたいと思います。

○横山商工観光労働部長 ありがとうございます。御理解いただいていると思いますけれども、宮崎県がこれから発展していくためには、強みを生かしてとにかく頑張っていくのが必要だと考えておまして、その中でこのスポーツランドというのは大きな強みの一つだと考えております。そのシンボルとして、この施設整備をして、しっかり効果が発揮できるように運営していきたいと思っております。

しっかりした基準価格を提示していくということも含めまして、かかる費用に見合う効果がしっかり上げられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○西村委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時02分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日行いたいと思います。

開始時間を13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時2分散会

令和4年12月2日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	川野	有里子
議事課	主任主事	木村	結

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含めて御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「個別に」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、まず、議案第1号、議案第14号、議案第15号についての採決を行い

ます。

議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数。よって、議案第1号、第14号、第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、第10号、第11号、第12号、第19号、第23号、報告第1号につきまして、一括して採決いたします。

各号議案等につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案等については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月19日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月19日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの協議のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時4分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢